



令和4年度～令和8年度

第4次小城市地域福祉計画



令和4年3月



小城市



目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
第 1 節 計画策定の趣旨	2
第 2 節 計画の位置づけ	7
第 3 節 計画の期間	8
第 4 節 計画の策定体制と方法	9
第 2 章 小都市の現状	10
第 1 節 人口・世帯の状況	11
1 年齢人口構成の推移	11
2 年齢三区分別人口構成の推移	12
3 世帯構成の推移	13
第 2 節 支援が必要な人たちの状況	16
1 要介護・要支援認定者の状況	16
2 障害者手帳所持者の状況	17
3 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況	20
第 3 節 社会資源の状況	21
1 福祉サービスなどに関わる施設・事業所の状況	21
2 福祉活動に関する人的資源の状況	23
第 3 章 計画の基本的な考え方	24
第 1 節 基本理念	25
第 2 節 基本目標	26
第 3 節 取り組みの体系	27
第 4 章 取り組みと役割分担	28
第 1 節 包括的かつ横断的な支援につながる仕組みづくり	29
1 わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実	29
(1) 支援の情報をわかりやすく伝える	29
(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる	34
2 包括的かつ横断的な相談支援体制の充実	38
(1) 相談支援の専門性や利便性を向上させる	38
(2) 連携しながら相談支援をすすめる	41

第2節 安心して暮らせる基盤づくり	44
1 安心して暮らせる支援の充実	44
(1) 地域での身近な助け合いをすすめる	44
(2) 地域での組織的な支援をすすめる	49
(3) 福祉サービスの量や質の充実を図る	56
2 いのちを守る支援の充実	60
(1) 虐待防止のための支援を強化する	60
(2) 災害時の避難に備える	63
第3節 気軽に参加できる環境づくり	67
1 学ぶ機会の充実	67
(1) 人権や福祉について学ぶ	67
(2) 福祉の制度や支援の方法について学ぶ	69
2 地域での参加機会の推進	72
(1) 気軽に参加できる交流の場や機会を広めていく	72
(2) 地域の活動や行事に参加しやすくする	74
(3) ボランティア活動に参加しやすくする	77
第4節 重点的な取り組み	80
1 身近な相談窓口の周知と機能の強化	80
2 地域ケア会議などの協議会の機能強化	81
3 交流の場の充実	81
第5章 計画の推進に向けて	83
第1節 協働による計画の推進	84
1 市民の役割	84
2 地域の組織・団体の役割	84
3 ボランティア団体の役割	84
4 福祉サービス事業者の役割	85
5 社会福祉協議会の役割	85
6 行政の役割	85
第2節 計画の進行管理	85
資料編	87
1 小城市福祉関係計画に関する有識者懇話会設置要綱	88
2 有識者懇話会委員名簿	90
3 計画策定の経緯	91
4 調査の概要	91
5 成果目標と目標値	93
6 用語解説	94

第1章 計画の策定にあたって



第1節 計画策定の趣旨

■計画策定の背景

現在日本では、急速に少子高齢化や人口減少が進行しており、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、家族規模が縮小し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて、価値観や一人ひとりの生活のあり方が多様になり、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。

このような社会を取り巻く環境の変化に伴い、様々な社会問題が顕在化しています。支援が必要な高齢者世帯の増加はもちろんのこと、児童虐待、若者のひきこもり、8050問題※1、移動困難者の問題、孤立死※2、貧困の拡大など、数多くの課題があります。

また、住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分に対応することが難しくなっています。

小城市においても、このような社会の変化や、福祉ニーズの多様化の動きは身近なできごととして認識されるようになっていきます。

※1 8050問題：主に高齢の親が、自立が難しい中高年世代の子を経済的に支えている状態を指す。地域から孤立していたり、生活困窮状態に陥っている割合が高く、親が亡くなった後に残された子が生活に行き詰まるケースが多い。

※2 孤立死：孤独死と基本的には同じであるが、「社会とのつながりがない」という点でより深刻な状態。

■「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差などに関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会を、みんなで築いていく取り組みのことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所などが行政機関と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見いだしていくことが必要です。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方です。

■「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、地域福祉を推進するための“理念”と“仕組み”についての行動指針となるものです。社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域での支え合い、助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進していくことを目的として策定しています。

また、「第2次小城市総合計画」の基本構想及び基本計画に基づき、「みんなの笑顔が輝き幸せを感じる ふるさと小城市」を目指すとともに、高齢者福祉や子育て支援・児童福祉、障がい者福祉など各福祉分野における行政個別計画の大枠として、様々な場面での地域住民の主体的な参画を基本に、市民生活全般にわたる福祉の向上を目標としています。



社会福祉法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

「地域福祉」という言葉が法令条文のなかではじめて登場し、さらに、「地域福祉の推進」が社会福祉の増進のための方法のひとつとして明記されています。

第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域福祉の推進は、地域住民が主体であることが新たに明文化され、地域住民と社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティアなど）が、公的機関や社会福祉法人などと連携を図りながら地域福祉を推進する重要な担い手として期待されることが明記されています。

また、地域住民や福祉関係者が、本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らない、さまざまな生活課題を把握するとともに、行政などと協働し課題を解決していくことが必要である旨を定め、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を明確化しています。

社会福祉法（抜粋）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されています。

（参考）第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

■「小城市地域福祉計画」のイメージ

「小城市地域福祉計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取り組みを示しています。このような地域福祉活動は、住民の理解と協力を求めながらすすめるもので、住民の主体的な参画が期待されます。行政機関などは、それらの地域福祉活動を支援していきます。

具体的には、住民一人ひとりの役割や、隣近所などの身近なかかわり、もしくは地域のさまざまな立場の人たちの協力によって取り組んでいくこと、それらの役割や取り組みに対し、行政機関などがどのような支援を行っていくのか、などについて描いています。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

■「自助」「互助」「共助」「公助」による役割分担

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、同居家族を含めた自らの行動（自助）や、近所の住民同士など身近な人間関係のなかで自発的に支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たち、福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動を行うこと（共助）は、家族機能の弱体化や住民同士の関係性の希薄化などが指摘されるなか、その重要性がますます高まっています。

<地域福祉の向上に向けた4つの助け>

じじょ 自助	個人や家族による支え合い・助け合い (個人や最も身近な家族が解決にあたる)
きょうじょ 共助	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <small>ごじょ</small> 互助 </div> 身近な人間関係のなかでの自発的な制度化されていない支え合い・助け合い (近隣の友人や知人、別居する家族が、互いに支え合い、助け合う)
こうじょ 公助	地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが決まり事を定め、組織的に協働することによる支え合い・助け合い (「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)
こうじょ 公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え (行政でなければできないことは、行政がしっかりと行う)

(4つの助けの定義について)

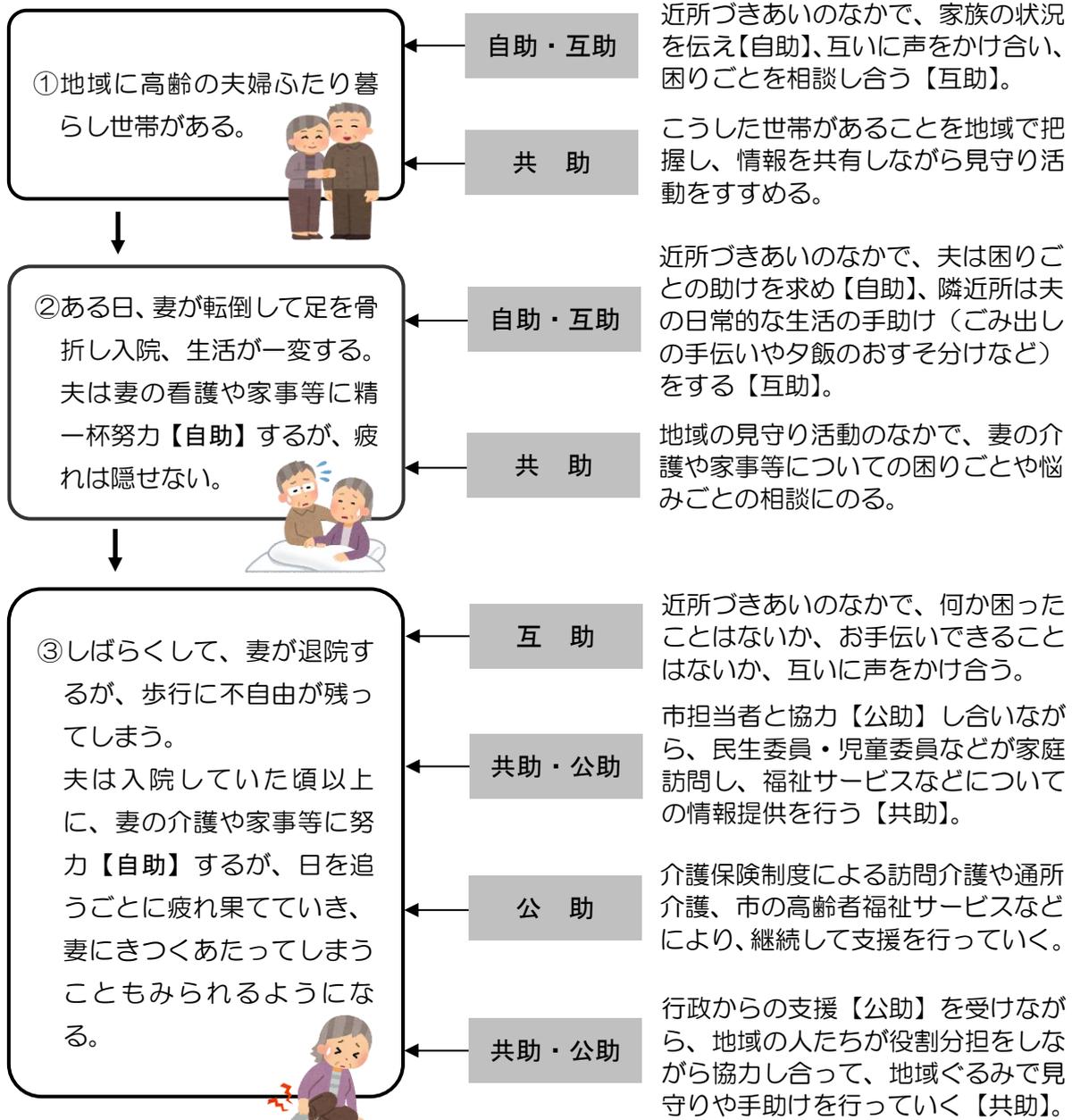
厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住んでいる地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推

進んでいます。この地域包括ケアシステムのなかでの自助・互助・共助・公助は、費用負担のあり方で区分しており、公助が税による公の負担であるのに対し、共助は介護保険などの社会保険被保険者の負担による支援であると位置づけています。さらに互助は、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものとされています。一方、本計画での4つの助けは、前頁の表に示すとおり、それぞれの助けの担い手やその立場による区分を基本的な考え方としています。

<「自助・互助・共助・公助」による対応のイメージ>

自助のみによる対応例

自助・互助・共助・公助による対応例



第2節 計画の位置づけ

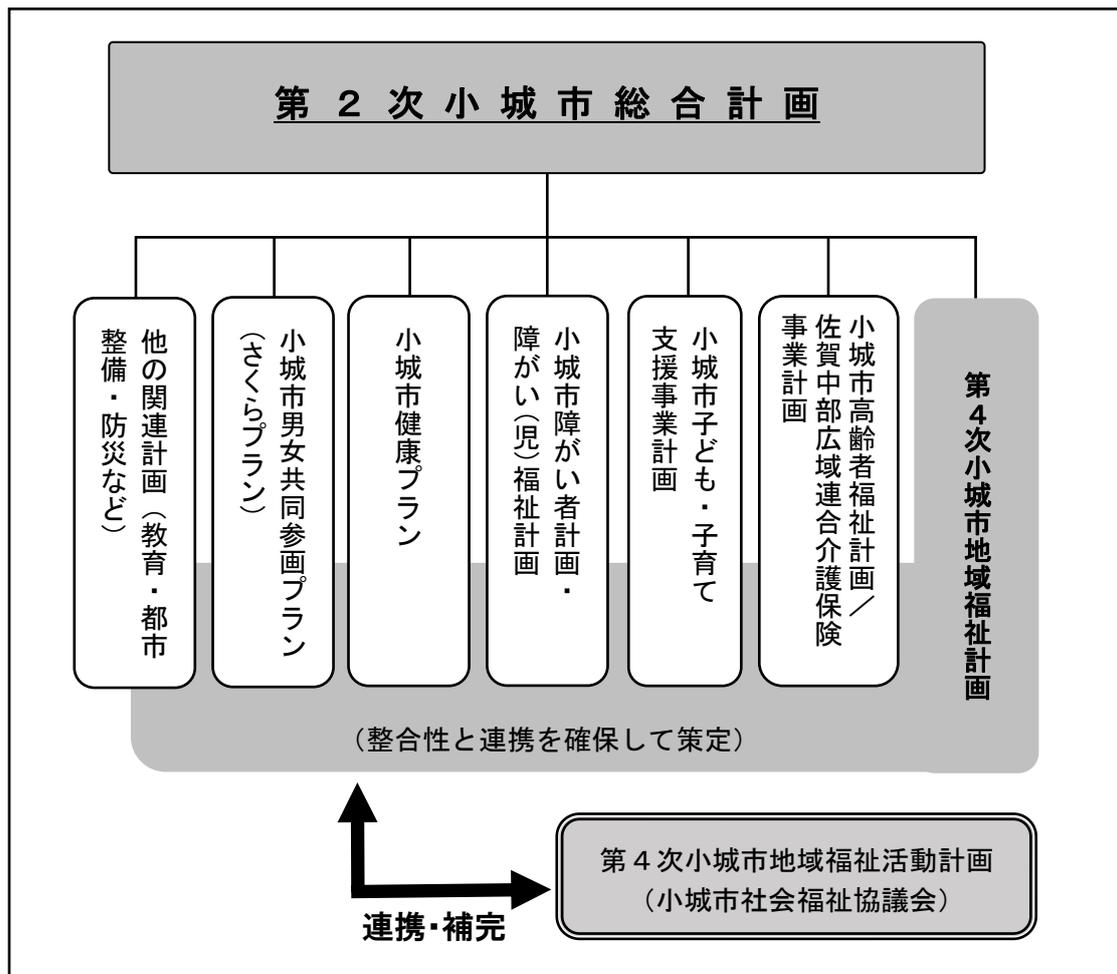
「第4次小城市地域福祉計画」は、第2次小城市総合計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画のなかでも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。

また、本計画は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

なお、下の図中の「第4次小城市地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定するものです。小城市地域福祉計画と連携し、社会福祉協議会を中心に、民間としてすすめる地域福祉活動についての具体的な事業や取り組みを示す計画となります。

小城市地域福祉計画と連携・補完しながら策定されます。

<小城市地域福祉計画の位置づけ>



第3節 計画の期間

「第4次小城市地域福祉計画」の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

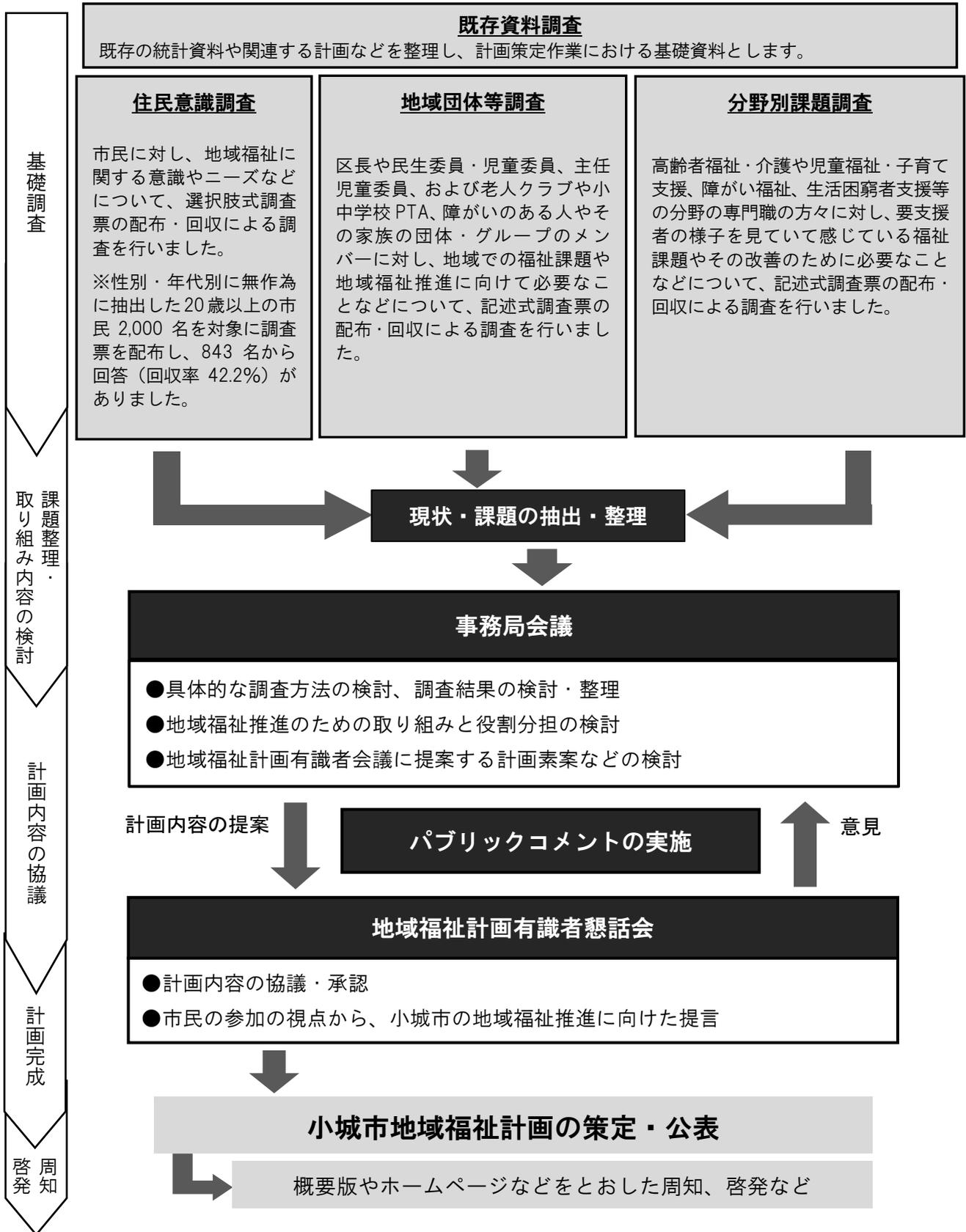
また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

<計画の期間>

平成 24年度	~	平成 28年度	平成 29年度	~	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第2次地域福祉計画										
			第3次地域福祉計画							
						第4次小城市地域福祉計画				



第4節 計画の策定体制と方法

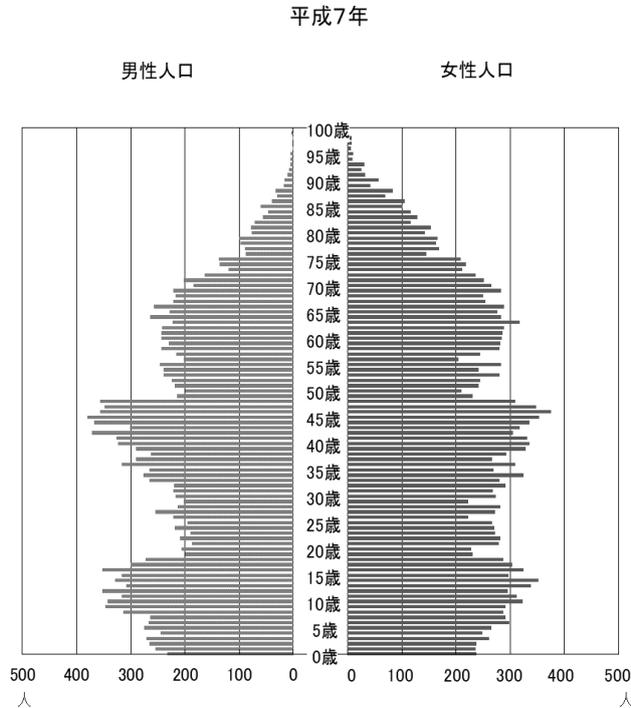


第2章 小城市の現状

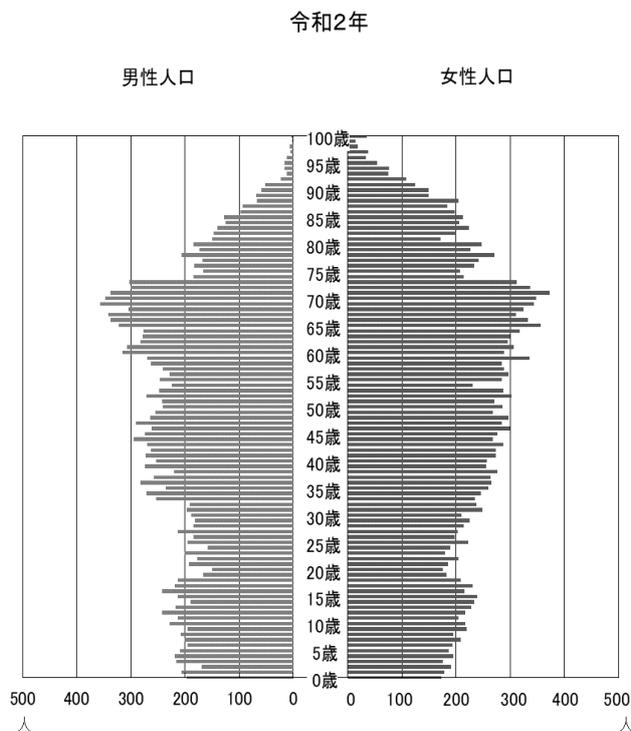


第1節 人口・世帯の状況

1 年齢人口構成の推移



平成7年（1995年）の年齢人口構成をみてみると、40歳代半ばの年齢層に大きな山があります。この年齢層は、1947年から1949年の第1次ベビーブームの時期に生まれた、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる人たちです。また、20歳前後の年齢層は、団塊の世代の子どもにあたる「団塊ジュニア」と呼ばれる人たちです。グラフ内で20歳前後の若い世代が急減しているのは、進学や就職に伴う転出によるものと思われます。



令和2年（2020年）の年齢人口構成をみてみると、「団塊の世代」の人たちが70歳前後となって、その多くがそのまま定住している様子がうかがえます。そのため、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）が一段と高まり、高齢化が急速に進行することになります。

また、45歳前後の年齢層を中心に大きな山がみられます。この山は「団塊ジュニア」の人たちですが、平成7年当時の20歳前後の年齢層よりも山が大きいことから、就職や結婚などの後に転入した人が多い状況がうかがえます。なお、この年齢層は子育て世代にあたるため、子どもの年齢層の山も比較的大きくなっています。

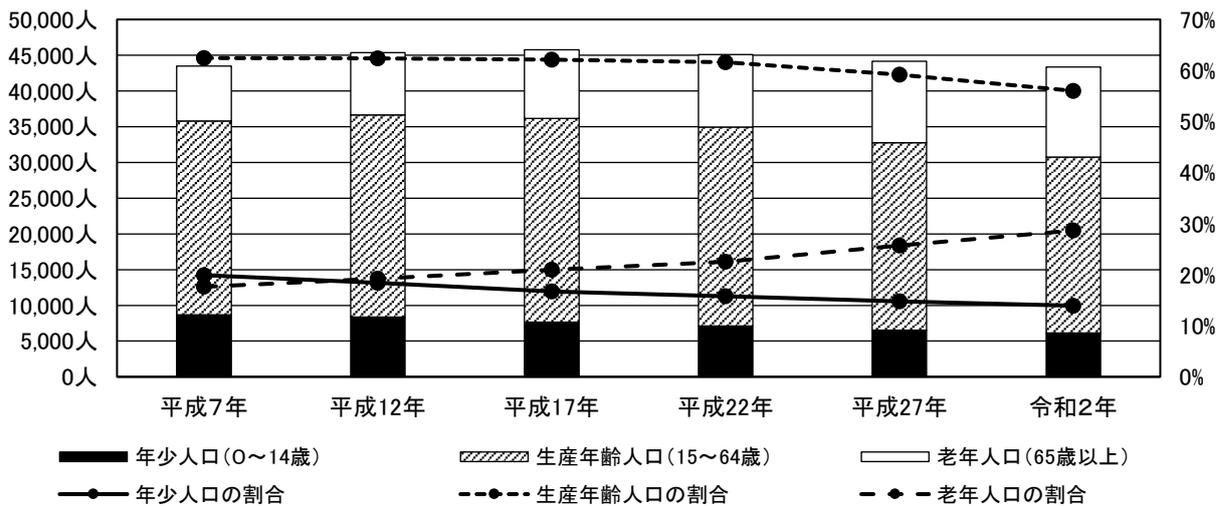
2 年齢三区分別人口構成の推移

小城市の総人口は、平成7年の43,491人から、15年後の平成22年には45,133人となり、1,642人増加しましたが、その10年後の令和2年には43,952人となり、平成22年の総人口から、1,181人減少しました。

年少人口（0～14歳）は、総人口に占める割合で見ると、平成7年に19.9%であったものが、令和2年には13.9%に減少し、生産年齢人口（15～64歳）についても平成7年の62.4%から令和2年には56%に減少しました。逆に、老年人口（65歳以上）の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成7年には17.6%であったものが、令和2年には28.7%に増加しました。

このことから、小城市では高齢化が急速にすすんでいる様子が見えられます。同時に、高齢化に比べると緩やかながら、生産年齢人口の減少にともなって、少子化も着実に進行している様子も見えられます。

<年齢三区分別人口構成の推移>



単位：人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	43,491	45,375	45,852	45,133	44,259	43,952
	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年少人口 (0歳～14歳)	8,663	8,356	7,663	7,128	6,553	6,124
	19.9%	18.4%	16.7%	15.8%	14.8%	13.9%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	27,158	28,304	28,494	27,813	26,194	24,623
	62.4%	62.4%	62.1%	61.6%	59.2%	56.0%
老年人口 (65歳以上)	7,670	8,715	9,605	10,169	11,387	12,599
	17.6%	19.2%	20.9%	22.5%	25.7%	28.7%

※合計値は年齢不詳を含む

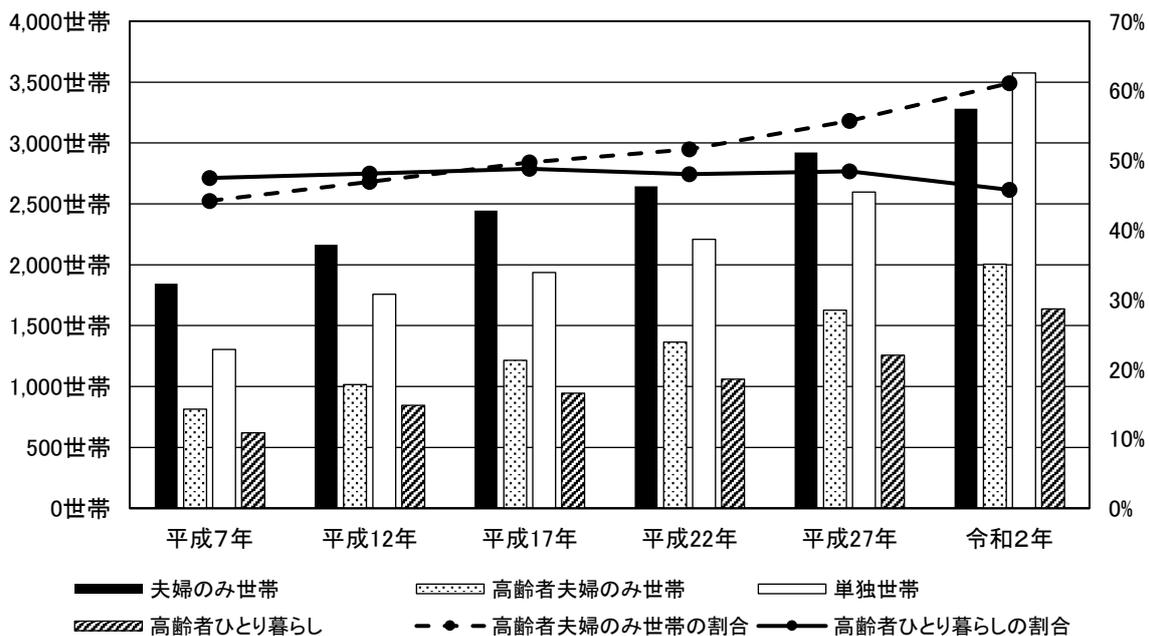
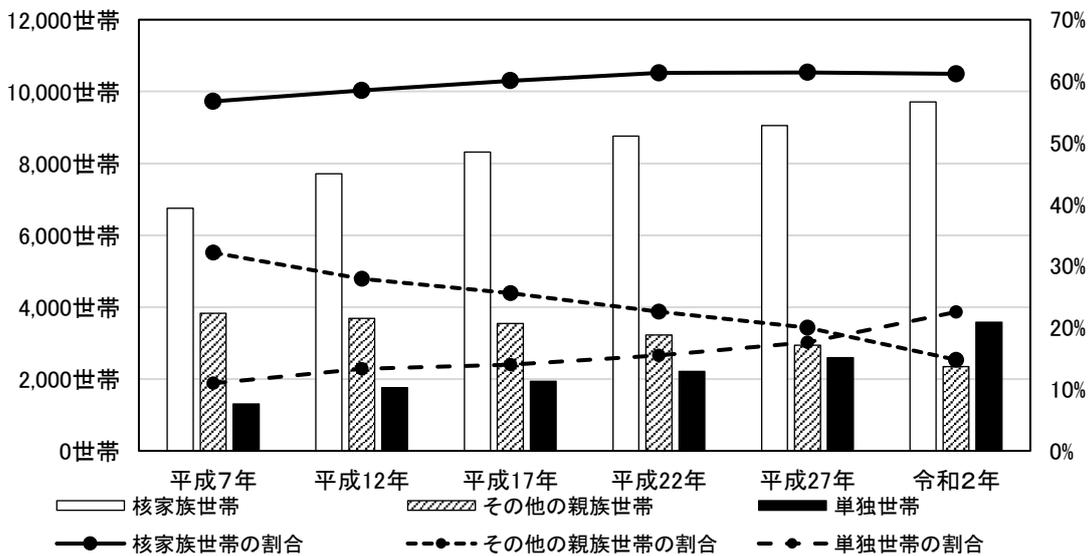
資料：国勢調査

3 世帯構成の推移

小城市の一般世帯総数は、一貫して増加傾向にあり、平成7年に11,894世帯であったものが、25年後の令和2年には15,862世帯となり、3,968世帯増加しました。

核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯総数に占める割合は、平成7年の56.7%から令和2年には61.2%に増加しました。また、その他の親族世帯の割合については、平成7年の32.2%から令和2年には14.8%に減少しました。なお、その他の親族世帯の多くは、親・子・孫の3世代からなる世帯となっています。

<世帯構成の推移>



単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯								非親族世帯	単独世帯	うち、高齢者ひとり暮らし
		核家族世帯					その他の親族世帯					
		夫婦のみ	うち、高齢者夫婦のみ	夫婦とその未婚の子	父親とその未婚の子	母親とその未婚の子						
平成7年	11,894 100%	10,575 88.9%	6,748 56.7%	1,845 15.5%	815 6.9%	4,080 34.3%	130 1.1%	693 5.8%	3,827 32.2%	15 0.1%	1,304 11.0%	619 5.2%
平成12年	13,186 100%	11,398 86.4%	7,715 58.5%	2,164 16.4%	1,015 7.7%	4,515 34.2%	151 1.1%	885 6.7%	3,683 27.9%	30 0.2%	1,758 13.3%	846 6.4%
平成17年	13,834 100%	11,853 85.7%	8,313 60.1%	2,446 17.7%	1,216 8.8%	4,633 33.5%	196 1.4%	1,038 7.5%	3,540 25.6%	46 0.3%	1,935 14.0%	944 6.8%
平成22年	14,276 100%	11,979 83.9%	8,757 61.3%	2,645 18.5%	1,365 9.6%	4,709 33.0%	222 1.6%	1,181 8.3%	3,222 22.6%	88 0.6%	2,209 15.5%	1,061 7.4%
平成27年	14,731 100%	11,992 81.4%	9,049 61.4%	2,921 19.8%	1,626 11.0%	4,628 31.4%	226 1.5%	1,274 8.6%	2,943 20.0%	115 0.8%	2,597 17.6%	1,258 8.5%
令和2年	15,862 100%	12,052 76.0%	9,707 61.2%	3,282 20.7%	2,005 12.6%	4,813 30.3%	233 1.5%	1,379 8.7%	2,345 14.8%	124 0.8%	3,575 22.5%	1,636 10.3%

資料：国勢調査

※平成22年と平成27年及び令和2年の一般世帯総数は、世帯の家族類型「不詳」を含む

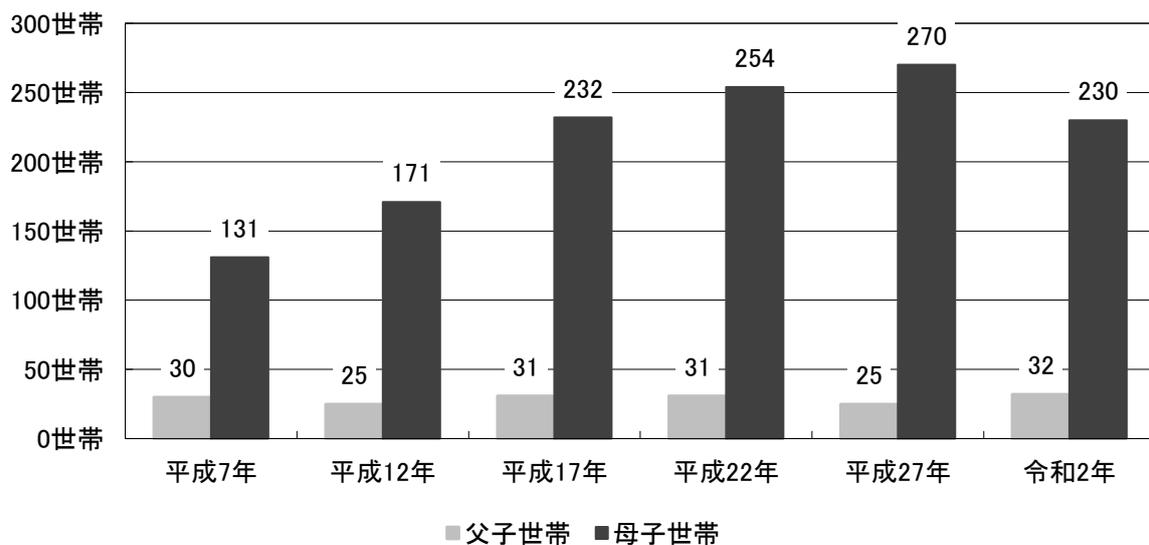
夫婦のみの世帯の割合は、平成7年の15.5%（1,845世帯）から令和2年には20.7%（3,282世帯）に増加しました。また、夫婦のみの世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦）の割合についても、平成7年の44.2%（815世帯）から令和2年には61.1%（2,005世帯）に増加しました。

単独世帯の一般世帯総数に占める割合は、平成7年の11%（1,304世帯）から令和2年には22.5%（3,575世帯）に増加しました。また、単独世帯のうち、高齢者のひとり暮らしが占める割合は、平成7年に47.5%（619世帯）であったものが、令和2年には45.8%（1,636世帯）となりました。

これらの調査結果から、全体的な傾向として、世帯の小規模化が進行している様子が見えます。さらに、世帯の小規模化は、高齢者世帯において顕著であるといえます。

父子世帯もしくは母子世帯（核家族世帯のうち未婚、死別または離別の母親または父親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯）であるひとり親世帯については、平成7年に父子世帯30世帯、母子世帯131世帯であったものが、令和2年には父子世帯32世帯、母子世帯230世帯となりました。

<ひとり親世帯の推移>



資料：国勢調査



第2節 支援が必要な人たちの状況

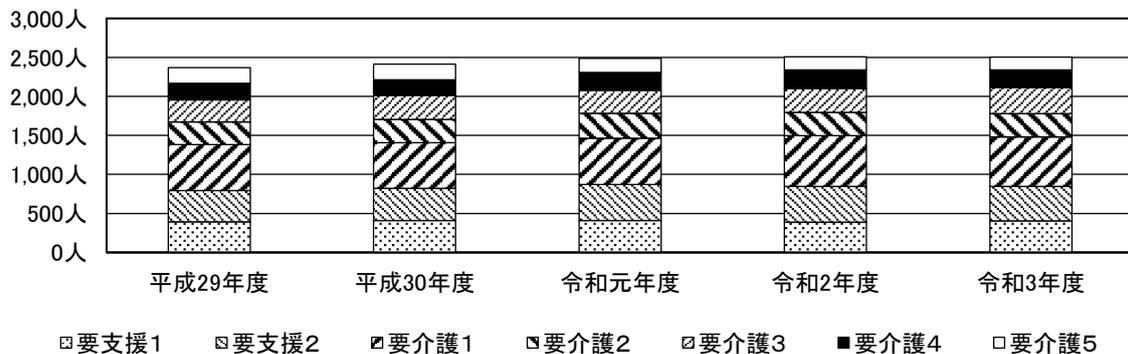
本節では、地域社会から孤立しがちな地域福祉の対象となる人たちの状況について整理します。

1 要介護・要支援認定者の状況

小城市の要介護・要支援認定者数は、平成29年度から令和2年度までの間増加し、令和3年度については、微減ながらほぼ横ばいとなりました。

また、要支援1、2および要介護1を軽度者とする、平成29年度の軽度者数は1,381人で、要介護・要支援認定者に占める割合は58.3%でしたが、令和3年度の軽度者数は1,480人で、要介護・要支援認定者に占める割合は59.1%となり、軽度者の割合が多くなる傾向が続いています。

＜要介護・要支援認定者数の推移＞



項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総数	2,369人	2,413人	2,486人	2,507人	2,503人
要支援1	393人 16.6%	408人 16.9%	408人 16.4%	389人 15.5%	404人 16.1%
要支援2	400人 16.9%	413人 17.1%	463人 18.6%	458人 18.3%	444人 17.7%
要介護1	588人 24.8%	586人 24.3%	593人 23.9%	651人 26.0%	632人 25.2%
要介護2	293人 12.4%	297人 12.3%	321人 12.9%	299人 11.9%	301人 12.0%
要介護3	280人 11.8%	310人 12.8%	291人 11.7%	301人 12.0%	328人 13.1%
要介護4	215人 9.1%	199人 8.2%	229人 9.2%	242人 9.7%	231人 9.2%
要介護5	200人 8.4%	200人 8.3%	181人 7.3%	167人 6.7%	163人 6.5%

資料：介護保険事業報告（各年度10月の値）

2 障害者手帳所持者の状況

【身体障がいのある人の状況】

身体障害者手帳の所持者数は近年減少傾向にあり、平成29年の2,318人と令和3年の2,239人を比較すると、79人の減少となりました。

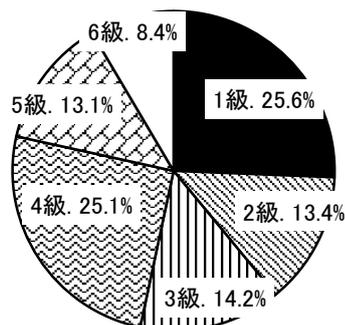
＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

単位：人

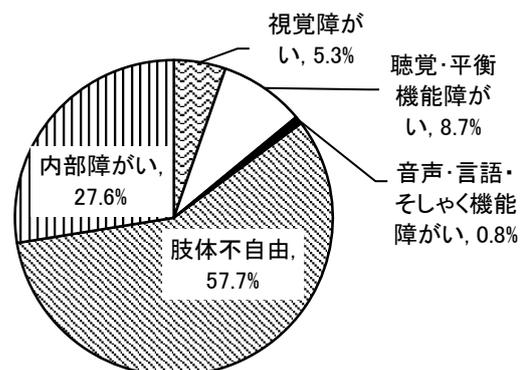
区分		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
合計		2,318	2,267	2,285	2,249	2,239
年代別	18歳未満	36	38	36	33	37
	18歳以上	2,282	2,229	2,249	2,216	2,202
障がい程度別	1級	586	584	586	570	574
	2級	321	307	303	301	301
	3級	339	336	337	326	319
	4級	582	557	557	567	563
	5級	299	300	312	298	293
	6級	191	183	190	187	189
障がい種別	視覚障がい	132	123	119	117	118
	聴覚・平衡機能障がい	228	206	198	193	195
	音声・言語・そしゃく機能障がい	17	17	19	20	18
	肢体不自由	1,352	1,333	1,343	1,304	1,291
	内部障がい	589	588	606	615	617

資料：高齢障がい支援課（各年3月31日現在）

＜障がい程度別の割合（令和3年）＞



＜障がい種別の割合（令和3年）＞



年代別でみると、身体障害者手帳所持者のほとんどが18歳以上であり、令和3年では、18歳以上の身体障害者手帳所持者が2,202人と全体の98.3%を占めました。障がい程度別でみると、令和3年では、最重度である身体障害者手帳1級所持者が25.6%と最も多く、次いで4級所持者が25.1%となりました。また、身体障害者手帳1級の所持者と2級の所持者を合わせると875人で、39.1%（約4割）の方が重度の身体障害者手帳所持者となりました。障がい種別でみると、肢体不自由のある人が最も多く、令和3年では、全体の57.7%（約6割）を占めました。

【知的障がいのある人の状況】

療育手帳の所持者数は近年増加傾向にあり、平成29年の421人と令和3年の454人を比較すると、33人の増加となりました。

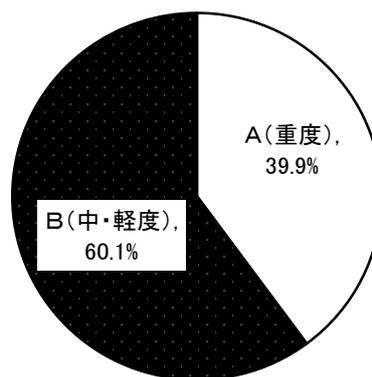
＜療育手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
合 計		421	419	433	450	454
年代別	18歳未満	90	86	81	95	96
	18歳以上	331	333	352	355	358
障害程度別	A（重度）	169	171	175	175	181
	B（中・軽度）	252	248	258	275	273

資料：高齢障がい支援課（各年3月31日現在）

＜障がい程度別の割合（令和3年）＞



年代別でみると、令和3年では、18歳未満の療育手帳所持者は96人で全体の21.1%、18歳以上の療育手帳所持者は358人で全体の78.9%となりました。障がい程度別でみると、重度である療育手帳Aの所持者の方が、中・軽度のBの所持者よりも少なく、令和3年では、療育手帳Aの所持者が181人で全体の39.9%、療育手帳Bの所持者が273人で全体の60.1%となりました。

【精神障がいのある人の状況】

精神障害者保健福祉手帳の所持者は近年増加傾向にあり、平成29年の255人と令和3年の328人を比較すると、73人の増加となりました。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

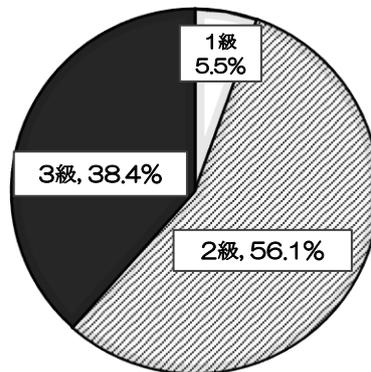
単位：人

区分		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
合計		255	281	284	298	328
年代別	20歳未満	31	33	30	29	32
	20歳以上	224	248	254	269	296
障害程度別	1級	17	21	16	15	18
	2級	148	157	164	172	184
	3級	90	103	104	111	126

資料：高齢障がい支援課（各年3月31日現在）

年代別で見ると、精神障害者保健福祉手帳所持者のほとんどが20歳以上であり、令和3年では、20歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者が296人で全体の90.2%を占めました。障がい程度別で見ると、精神障害者保健福祉手帳所持者の半数以上が2級であり、令和3年では、精神障害者保健福祉手帳2級の所持者が184人で全体の56.1%を占めました。

＜障がい程度別の割合（令和3）＞



また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、平成29年の617人と令和3年の693人を比較すると、76人の増加となりました。

＜自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移＞

単位：人

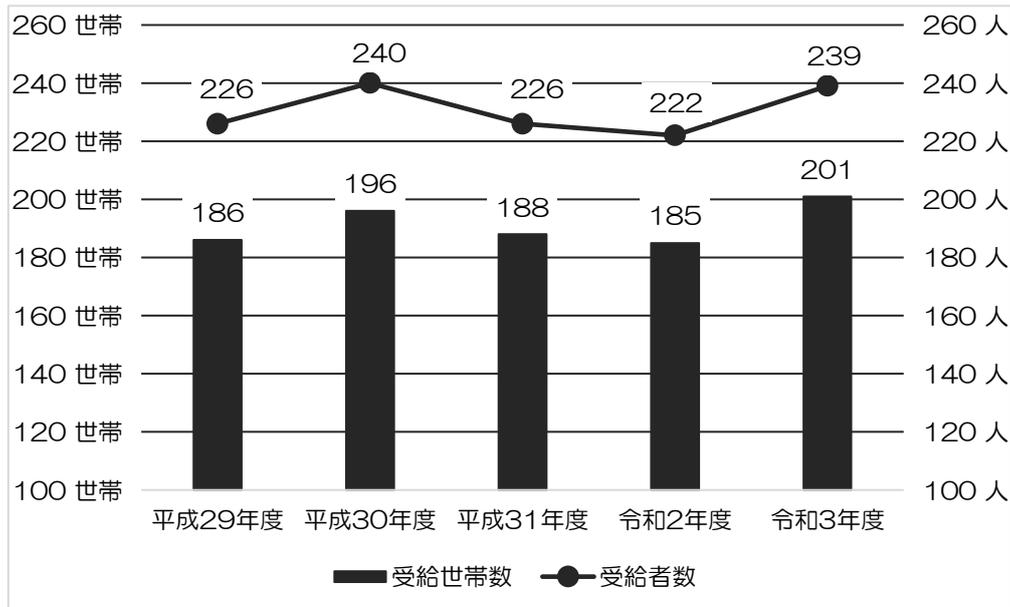
区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	617	599	585	631	693

資料：高齢障がい支援課（各年3月31日現在）

3 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況

生活保護の受給世帯数と受給者数は増減を繰り返しており、令和3年度には201世帯、239人となりました。

＜生活保護受給世帯数・受給者数の推移＞



資料：社会福祉課（各年度4月1日現在）

また、父母が離婚や死別するなどして、父親または母親の一方からのみ養育を受けているひとり親家庭などの児童のために、小城市から支給される児童扶養手当の受給者数については、平成29年度の430人から令和3年度には363人となり、67人減少しました。

＜児童扶養手当受給者数の推移＞

単位：世帯、人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数	430	410	398	385	363

資料：社会福祉課（各年度10月1日現在）

第3節 社会資源の状況

本節では、地域福祉を推進していくために重要となる福祉サービスなどに関わる施設・事業所や人的な資源について整理します。

1 福祉サービスなどに関わる施設・事業所の状況

小城市内に所在する高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、障がい福祉分野の福祉サービスに関わる施設・事業所の状況は、以下のとおりです。

<高齢者福祉・介護分野>

令和3年10月1日現在

施設・事業所	箇所数
養護老人ホーム	1
軽費老人ホーム（ケアハウス）	2
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	4
介護老人保健施設（老人保健施設）	2
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	6
訪問看護事業所	4
通所介護（デイサービス）事業所	25
短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）事業所	6
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所	11
小規模多機能型居宅介護	3
認知症対応型通所介護事業所	2
居宅介護支援事業所	10
地域共生ステーション	7
地域包括支援センター	3

資料： 社会福祉課
高齢障がい支援課

<児童福祉・子育て支援分野>

令和3年10月1日現在

施設・事業所	箇所数
児童センター	1
認可保育所（園）	6
幼稚園	1
認定こども園	7
地域型保育施設	4
認可外保育施設	2
小学校	8
中学校	4
放課後児童クラブ	18
子ども支援センター	1
放課後等デイサービス事業所	14
児童発達支援事業所	8

資料： 社会福祉課
高年齢障がい支援課
教育総務課
保育幼稚園課

<障がい福祉分野>

令和3年10月1日現在

施設・事業所	箇所数
共同生活援助（グループホーム）事業所	8
居宅介護事業所	4
重度訪問介護事業所	3
生活介護事業所	4
就労継続支援（A型）事業所	1
就労継続支援（B型）事業所	8
相談支援事業所	4
行動援護事業所	1
短期入所事業所	6

資料： 高年齢障がい支援課

2 福祉活動に関する人的資源の状況

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、市民のなかから選ばれ、市の推薦会および県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員のなかには、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

主な職務は、以下の通りです。

- ・市民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと
- ・要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと
- ・社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- ・福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること

小城市では92人（定数）の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が8人（定数））が活動しています。



第3章 計画の基本的な考え方



第1節 基本理念

私たちのまち「小城市」には、年齢や性別、障がいの有無、国籍など様々な違いを問わず、多様性を持った人々が暮らしています。

また、近年は急速に進む少子高齢化や核家族化、雇用形態の変化等により、家族だけでは解決が難しい課題も増えています。

加えて、地域における人と人との関係性の希薄化が進む中、地域社会からの孤立も問題になっています。

こうした中、誰もが住み慣れた家、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる地域共生社会を実現するためには、支え合い・助け合いの精神を育み、継続して地域福祉を推進していく必要があります。

本市では、すべての市民が安心して自分らしく生活できる、誰にでもやさしい支えあいのあるまちを目指して、市民や地域の関係団体などと行政とが協働して取り組むこととし、計画の基本理念を引き続き、

**みんなで作ろう！
誰にでもやさしい支えあいのまち 小城**

とします。



第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

包括的かつ横断的な支援につながる仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉に関する支援を利用できる地域をめざします。そのために、福祉に関する支援についての情報提供や相談支援体制を充実させ、制度の狭間の課題などへの対応も含めた、包括的かつ横断的な支援につながる仕組みづくりをすすめます。

安心して暮らせる基盤づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのために、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えるとともに、福祉サービスの提供体制の充実を図ることで、地域において安心して暮らせる基盤づくりをすすめます。

気軽に参加できる環境づくり

誰もが地域福祉活動に参加できる地域をめざします。そのために、学びの機会を提供し、交流の場を充実させ、参加しやすい地域活動やボランティア活動の推進を図ることで、社会参加の機会の充実を図る環境づくりをすすめます。

第3節 取り組みの体系

基本目標1 包括的かつ横断的な支援につながる仕組みづくり

取り組みの柱

1 わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実

2 包括的かつ横断的な相談支援体制の充実

取り組み

(1) 支援の情報をわかりやすく伝える

(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる

(1) 相談支援の専門性や利便性を向上させる

(2) 連携しながら相談支援をすすめる

基本目標2 安心して暮らせる基盤づくり

取り組みの柱

1 安心して暮らせる支援の充実

2 いのちを守る支援の充実

取り組み

(1) 地域での身近な助け合いをすすめる

(2) 地域での組織的な支援をすすめる

(3) 福祉サービスの量や質の充実を図る

(1) 虐待防止のための支援を強化する

(2) 災害時の避難に備える

基本目標3 気軽に参加できる環境づくり

取り組みの柱

1 学ぶ機会の充実

2 地域での参加機会の推進

取り組み

(1) 人権や福祉について学ぶ

(2) 福祉の制度や支援の方法について学ぶ

(1) 気軽に参加できる交流の場や機会を広めていく

(2) 地域の活動や行事に参加しやすくする

(3) ボランティア活動に参加しやすくする

第4章 取り組みと役割分担



第1節 包括的かつ横断的な支援につながる仕組みづくり

1 わかりやすい情報提供と身近な相談支援の充実

(1) 支援の情報をわかりやすく伝える

■現状と課題

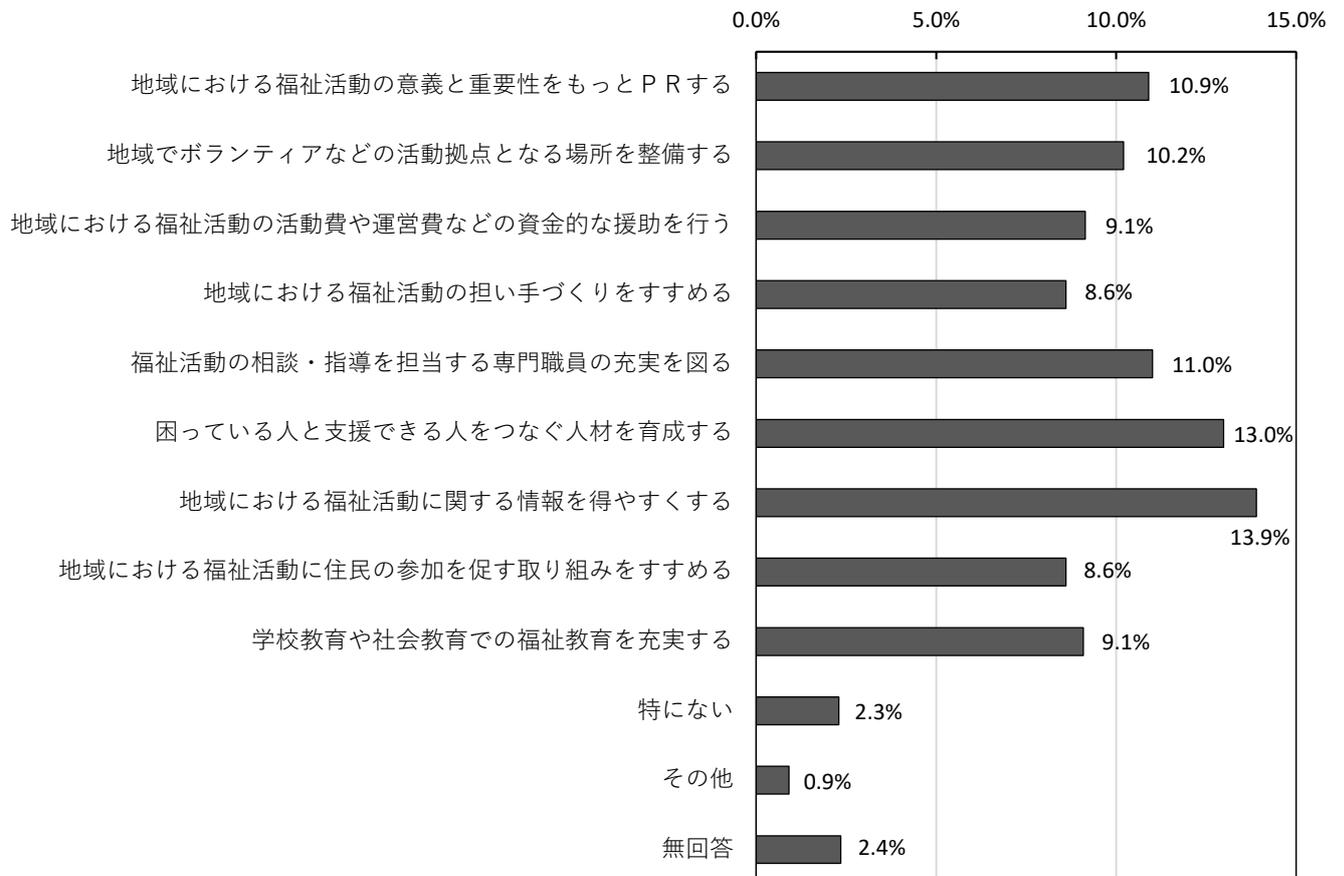
○福祉に関する支援の情報を必要としている人たちへ伝えていくための工夫が大切

住民意識調査では、地域における支え合いや助け合いの活動を活発にしていくために重要なことについてたずねたところ、「地域における福祉活動に関する情報を得やすくする」が13.9%と最も高くなりました。

〈地域における支え合いや助け合いの活動を活発にしていくために重要なことについて〉

〈複数回答〉

N=843



※総回答数1,871件(100%)

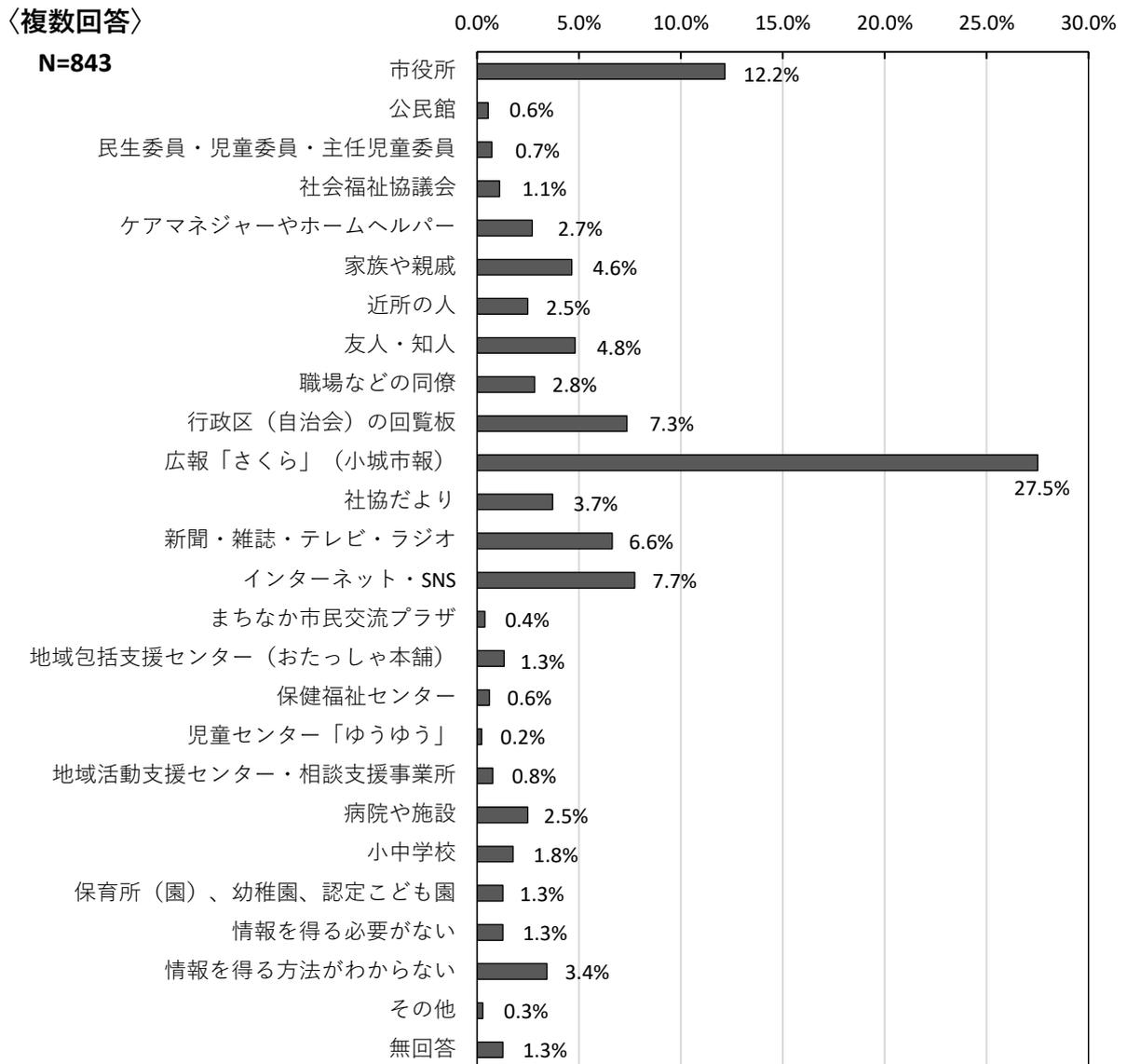
分野別課題調査では、高齢者福祉・介護分野から、「福祉サービスについての分かりやすい案内（パンフレット等）を今後も続けてほしい」といった意見があった反面、「情報が不足している」や「色々なサービスを知らない方が多い」といった意見もありました。また、障がい福祉分野からは、「福祉サービスの紹介や相談窓口の強化が必要」との意見がありました。

福祉に関する支援の情報が、支援を必要としている人たちへきちんと伝わるよう工夫していくことが求められています。

○市役所が発信する福祉に関する支援情報は、市民の重要な情報源となっている

住民意識調査では、福祉サービスに関する情報源についてたずねたところ、「広報「さくら」（小城市報）」が27.5%で、最も高くなりました。

<福祉サービスに関する情報源について>



※総回答数 1,810 件（100%）

分野別課題調査では、児童福祉・子育て支援分野から、「行政サービスの内容を把握できていない家庭も多いため、広報やPRの工夫が必要」との意見がありました。

市役所が発信する福祉に関する支援についての情報は、市民にとっての重要な情報源となっています。よりわかりやすく福祉に関する支援についての情報を伝えていくために、市役所からの情報発信のさらなる工夫が求められています。

取り組みの方針

- ◇ 福祉に関する支援を必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりをすすめます。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮や、全ての人にとってわかりやすい情報を提供するなど、情報発信の工夫と内容の充実を図ります。



役割分担

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙や回覧板などをよく読み情報を収集し、福祉に関する支援についての知識を積極的に身につけます。 ● 必要な福祉に関する支援の情報を周囲に求めます。 ● 福祉に関する支援についての講演会や研修会などに参加するよう心がけます。 ● 福祉に関する支援について、どのような情報が必要なのかということに関係機関の窓口に伝えるなど、自らも積極的に発信します。
<p>地域の組織・団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 回覧板などを活用し、福祉に関する支援の情報を伝達します。 ● 福祉に関する支援について、情報交換や意見交換ができる場を設けます。 ● 福祉に関する支援についての講演会や研修会などを地域で開催します。 ● 民生委員・児童委員ならびに行政区（自治会）や老人クラブなどによる見守り活動のなかで、福祉に関する支援の情報を提供します。 ● 民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人は、自らの役割について周知します。
<p>事業所などが 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービス事業所では、必要な福祉に関する支援などについての情報を利用者やその家族に対し、十分に説明します。 ● 福祉サービス事業所では、地域の人たちにサービス内容を理解してもらうため、施設見学などを積極的に開催します。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会の役割や活動内容について周知します。 ● 社協だより「絆」、ホームページ、パンフレットなどを見やすく読みやすくなるよう工夫し、分かりやすい情報提供に努めます。 ● 地域でのサロン活動などに参加し、福祉に関する支援や地域での福祉活動についての情報提供を行います。 ● 福祉に関する支援についての情報を提供する各支所窓口では、情報提供のみに留まることなく、必要な支援の利用につながるよう十分に配慮します。 ● 福祉に関する支援についての情報の入手や理解が困難と思われる世帯には、訪問相談の支援を行うなど、きめ細かい情報提供に努めます。

行政が
取り組むこと

- 小城市広報「さくら」で、福祉に関する支援についての情報提供の充実を図ります。
- 高齢者向けに文字を大きくしたり、障がいのある人向けに音訳するなど、情報の受け手の特性に合わせた福祉に関する支援についての情報提供に努めます。
- ホームページやパンフレットなどについては、見やすく読みやすくなるよう工夫をし、福祉に関する支援についての情報を提供するよう努めます。
- 福祉に関する支援の内容や利用の手続きなどの情報を分かりやすくまとめたチラシや冊子などを作成し、対象となる人に配布できるよう努めます。
- 地域の組織や団体、保育園や幼稚園、認定こども園、小中学校などの場を活用しながら、福祉に関する支援制度の浸透に努めます。
- 情報の受け手の対象を絞り、確実かつ効率よく福祉に関する支援についての情報を提供するため、支援の提供や調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野の協議会やネットワークを活用します。
- 地域包括支援センターなど、福祉に関する支援についての情報提供や専門的な相談に応じる窓口の周知を図ります。
- 民生委員・児童委員や福祉サービス事業所など、地域において相談支援に携わる人や事業所について周知します。
- 福祉に関する支援についての情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談などによるコミュニケーション支援が行える体制を整えます。
- 福祉に関する支援についての説明会を地域において開催するとともに、その会場では、情報保障※の観点から求められる配慮に努めます。
- 福祉に関する支援についての情報を提供する窓口では、情報提供のみに留まることなく、必要なサービスの利用につながるよう十分に配慮します。
- 情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある人には、その家族に対してもていねいに説明するなど、情報が行き届くよう努めます。
- 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問相談の支援を行うなど、きめ細かい情報の提供に努めます。

※情報保障：障害のある人が情報を入手するにあたり必要なサポートを行うことで、情報を提供すること。

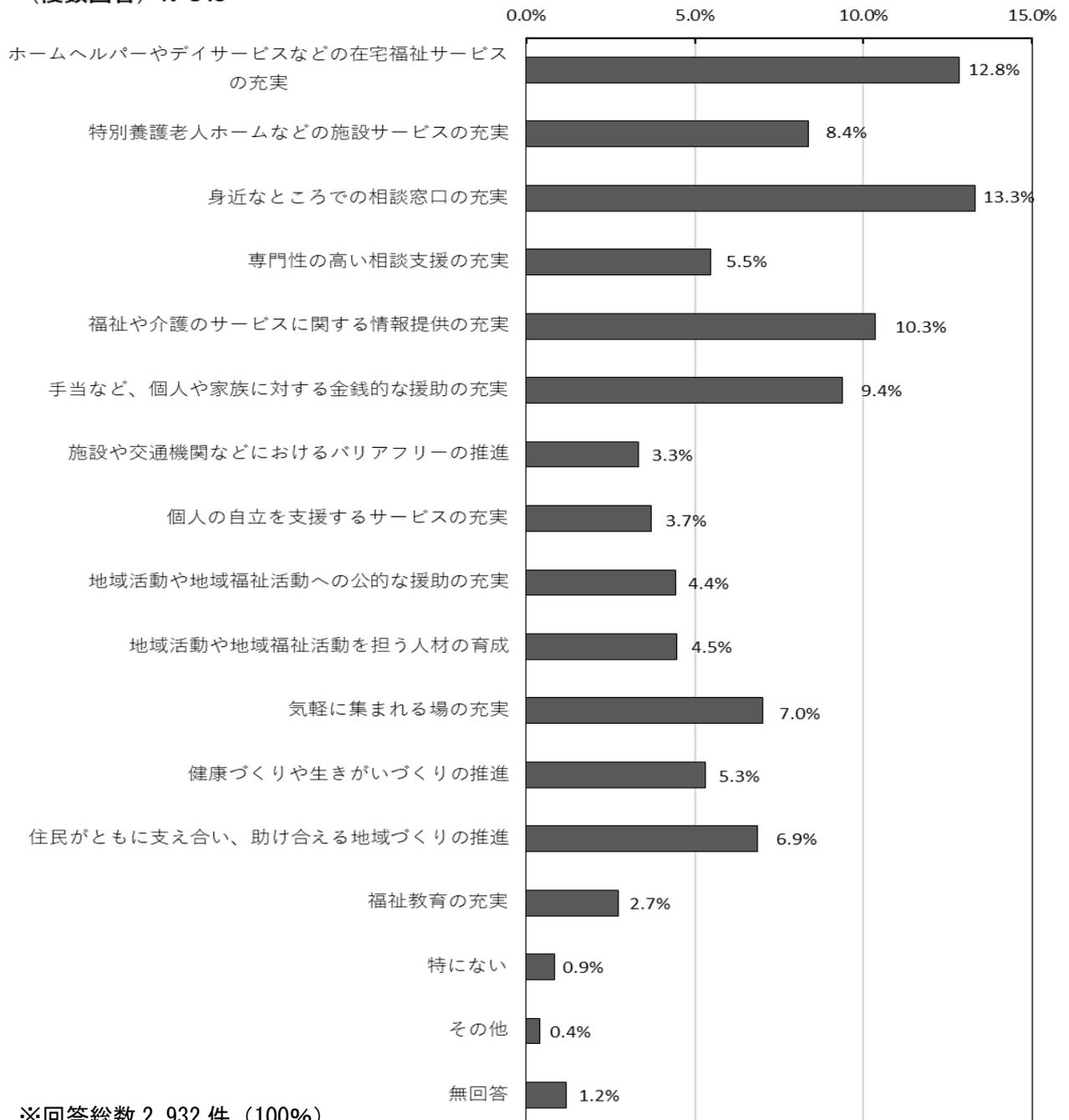
(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる

■現状と課題

○困りごとや悩みごとについて、身近で気軽に相談できる場や機会が求められている
住民意識調査では、住み慣れた地域で、安心して暮らしていくための大切な福祉のあり方についてたずねたところ、「身近なところでの相談窓口の充実」が13.3%で、最も高くなりました。

＜住み慣れた地域で、安心して暮らしていくための大切な福祉のあり方について＞

〈複数回答〉 N=843

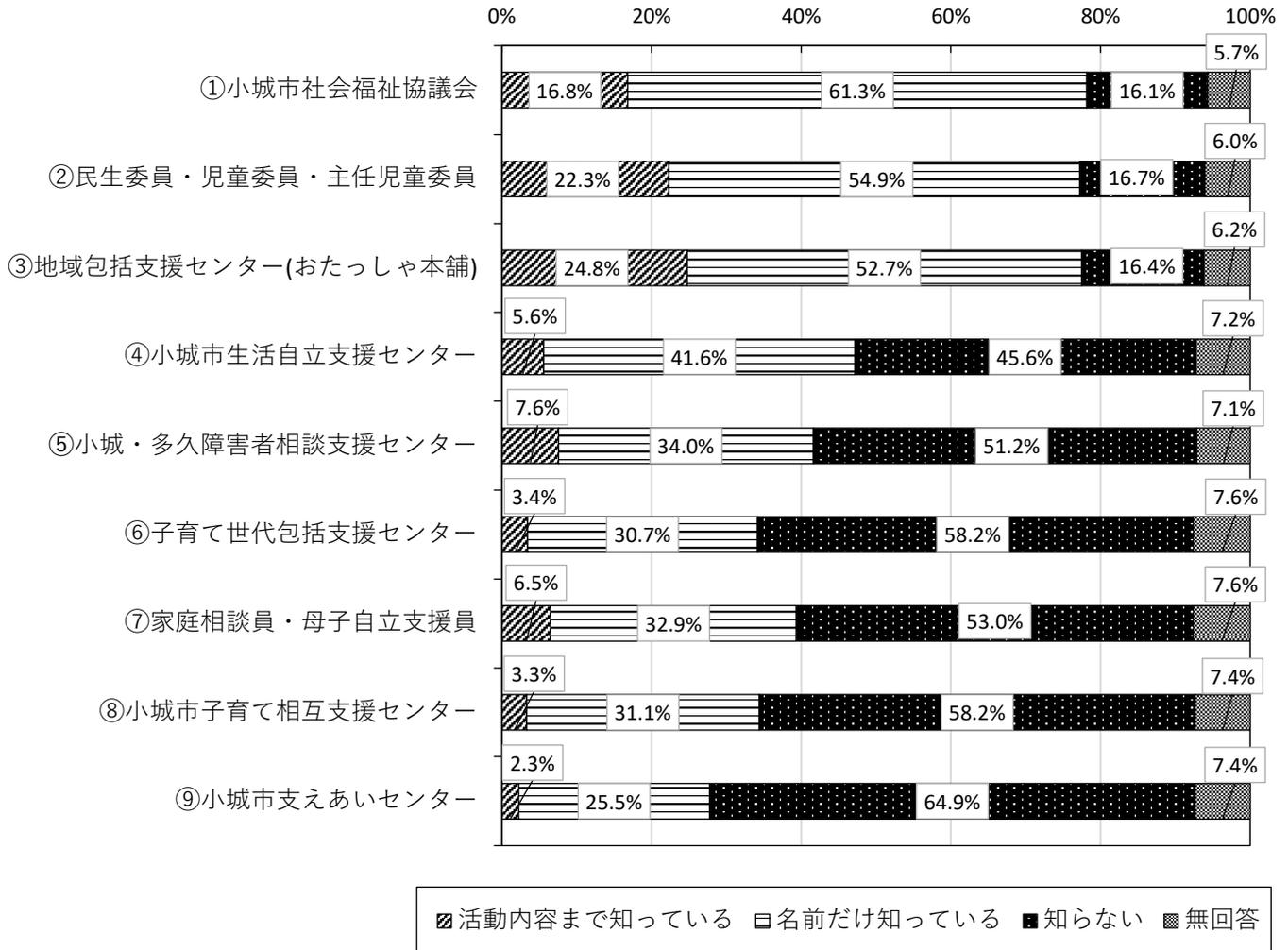


※回答総数 2,932 件 (100%)

また、小城市で地域福祉を推進するために支援などを行う機関や団体等について知っているかたずねたところ、「小城市社会福祉協議会」や「民生委員・児童委員・主任児童委員」、「地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）」を「知っている」と答えられた人の割合は、80%近かったのに対して、その他の機関等の大半では、「知らない」と答えられた人の割合が50%を超えていました。

＜小城市で地域福祉を推進するために支援などを行う機関や団体等について＞

〈単数回答：各項目ごとに回答〉 N=843



分野別課題調査では、高齢者福祉・介護分野から、「高齢者の方は、相談する人がいなくて困っていたり、情報がうまく入ってこないケースも多い」との意見とともに、「行政や専門機関、地域で訪問などを行い、困っていることなどを聞く体制が必要」といった意見がありました。児童福祉・子育て支援分野からは、「相談をしたくても時間がないなど、出向くことを嫌がられるケースもあるため、電話やアプリで気軽に相談できる仕組みがあれば良い」や、「相談しやすい環境づくりが必要」といった意見がありました。生活困窮者支援分野からは、「窓口での相談に加えて、アウトリーチ※型の支援にも力を入れていく必要がある」との意見

がありました。

また、地域団体等調査では、「我慢や遠慮をされ、なかなか自ら相談されない高齢者も多い」や「障がい者のいる家庭は、他人には困りごとなどを相談しづらく、自分たちで抱え込んでしまうことも多いため、もっと身近な相談ができるようになることが望ましい」といった意見がありました。

市民にとって距離的にも、気持ちのうえでも、身近なところで、気軽に困りごとや悩みごとを相談できる場や機会が求められています。

※アウトリーチ：積極的に対象者のいる場所に出向いて必要なサービスや情報を届けること。

取り組みの方針

- ◇ 民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人たちが、市民の身近で気軽な相談相手になるように、また、市役所の相談窓口、相談支援を行っている福祉サービス事業所など、地域の相談支援機関が、市民にとってより身近なものとなるように努めながら、アウトリーチ型の支援も含めた相談支援の充実を図ります。

役割分担

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関などに気軽に相談します。
<p>隣近所が協力して 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●近所づきあいを大切に、お互いに気軽に相談し合える関係を築きます。 ●隣近所の人困りごとを抱えていたら、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関に相談してみるよう声かけを行います。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●相談活動に携わる人たちは、日頃から自分たちの活動やその役割について、市民に知らせよう心がけます。 ●相談活動に携わる人たちは、日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、市民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。 ●相談活動に携わる人たち同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりをすすめます。
<p>事業所などが 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス事業所が利用者やその家族にとって、より身近で気やかな相談の場となるよう、相談機能の向上に努めます。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが気軽に立ち寄れる環境と相談しやすい雰囲気を整えます。 ●積極的に地域へ出向き、相談に応じながら、福祉サービスの利用につないでいくアウトリーチ型の支援を行います。 ●地域において相談支援に携わる人たちに対し、研修を行い、スキルアップを図ります。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関の周知を図ります。 ●市職員による相談支援が、市民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じながら、福祉に関する支援の利用につないでいくアウトリーチ型の支援をすすめます。 ●地域において相談支援に携わる人たちに対し、研修を行い、スキルアップを図ります。

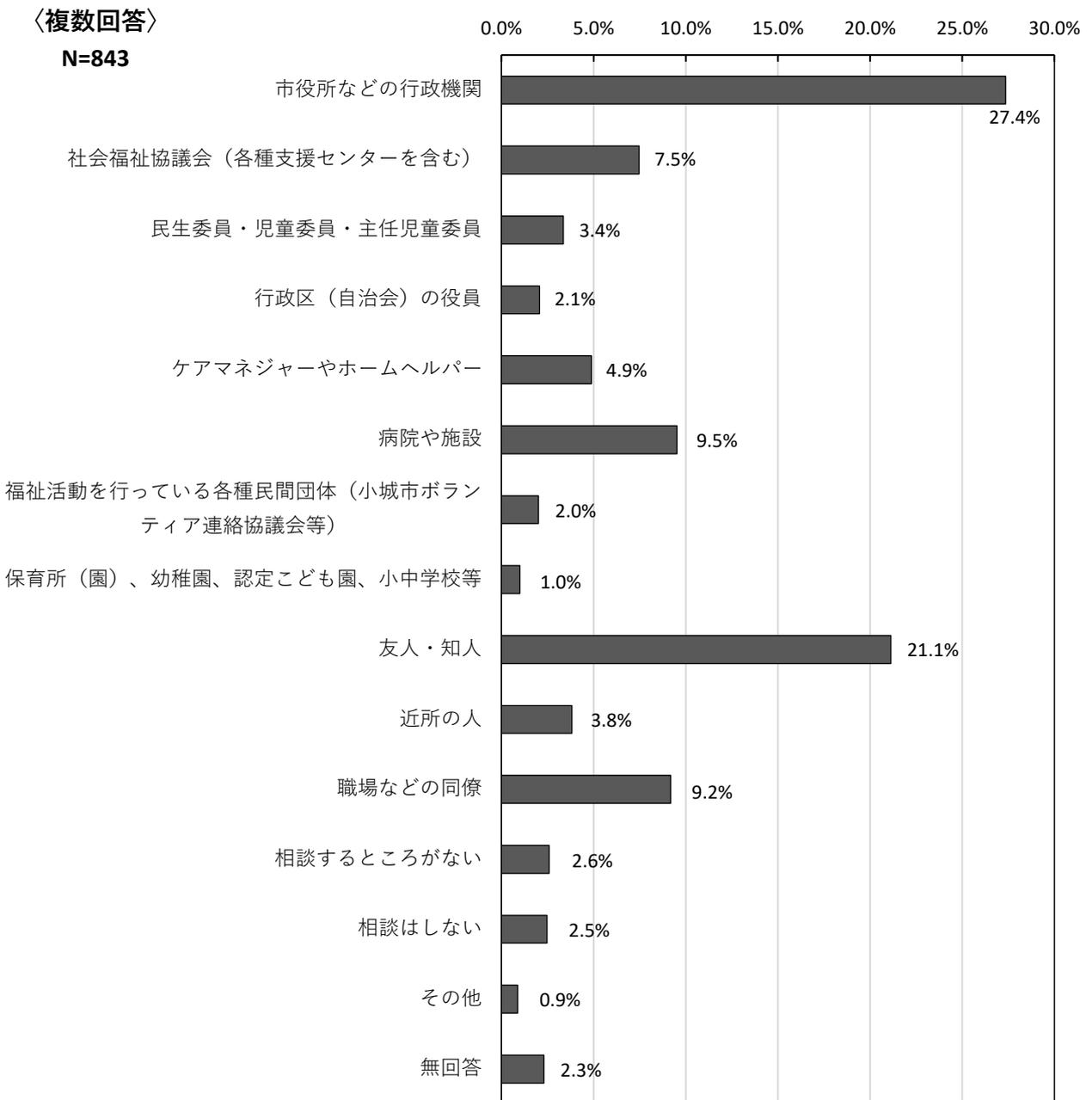
2 包括的かつ横断的な相談支援体制の充実

(1) 相談支援の専門性や利便性を向上させる

■現状と課題

○市役所などの行政機関は、福祉に関する支援についての相談先として期待度が高い
住民意識調査では、生活上の困りごとを抱えたときの家族以外の相談場所や相談相手についてたずねたところ、「市役所などの行政機関」が27.4%で、最も高くなりました。

＜生活上の困りごとを抱えたときの家族以外の相談場所や相談相手について＞



※回答総数 1,700 件（100%）

市役所などの行政機関については、福祉に関する支援についての相談先として、多くの市民が期待をしており、専門的な相談についても適切に対応していくことが求められています。

○必要な支援につないでいくための相談支援を工夫していくことが求められている

分野別課題調査では、高齢者福祉・介護分野から、「家族のサポート体制が弱い高齢者は、専門機関に相談し、支援を受ける必要がある方も多い」や「家庭内で高齢者の介護をしている人の中には、仕事や介護に追われ、誰にも相談できずに問題を抱え込まれている人がいる」、「頼れる身内がおらず、孤立している高齢夫婦がいる」といった意見がありました。また、児童福祉・子育て支援分野からは、「子育てについて相談できる人がおらず、悩みを抱えている人も多い」といった意見があり、障がい福祉分野からは、「どのようなサービスが本人に合っているか分かっていない」や「目の前の生活のことで精一杯で、将来のことを考える余裕がないご家族も多いため、見通しがもてる情報提供が出来る人材が必要」といった意見がありました。

地域団体等調査では、障がいのある人やその家族を取り巻く課題として、「ボランティア等も少なく、頼れる人が限られている」といった意見がありました。

困りごとを抱える人たちに対する相談支援について、適切に必要な支援につないでいくための工夫と、多角的な視点からの包括的な対応が求められています。

取り組みの方針

- ◇ 困りごとを抱える人たちのさまざまなニーズに適切に対応することができるよう、日々相談支援の専門性を向上させるとともに、包括的かついいねいできめ細かな相談対応をすすめていくことで、相談者の利便性の向上を図ります。

役割分担

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自分や家族だけで解決していくことが困難な悩みは抱えこまず、積極的に専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。 ●家族が困難な問題で悩んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけます。 ●必要に応じて、広報やホームページなどを利用して、専門的な関係機関の相談窓口に関する情報を収集します。
<p>隣近所が協力して 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所の人が子育てや福祉、介護などのことで悩んでいたり、困りごとを抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声かけを行います。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する支援についての専門的な関係機関の相談窓口のことを知らせていきます。 ●生活上での困りごとについて、専門的な支援の必要性が確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。
<p>事業所などが 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する支援についての相談に応じる福祉サービス事業所では、相談員の専門性の向上に努めるとともに、相談者の利便性の向上につながるよう、相談支援体制の充実を図ります。 ●利用者本人の利益を最優先に考え、本人の自己選択・自己決定を促すていねいな意思決定支援を実践します。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉相談などを担う相談員の専門性の向上に努めるとともに、法律相談を含め、相談者の利便性の向上につながるよう、相談支援体制の充実を図ります。 ●相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、訪問相談の支援を行うなど、相談支援の利便性の向上に努めます。

行政が
取り組むこと

- 相談窓口の担当職員の知識向上のため、研修の機会を充実します。
- 専門性の高い相談支援に対応するため、専門職の配置や専門的な福祉サービス事業所への業務委託などにより、相談支援体制の強化に努めます。
- 専門性の高い相談支援に対応するため、専門の関係機関や団体との情報交換や連携を強化します。
- 相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促すていねいな意思決定支援を実践します。
- どのようなことが、どこに行けば相談できるのかを分かりやすくするため、多岐にわたる各種相談窓口をコンパクトに整理しながら周知を図り、包括的な支援につなげます。
- 担当する相談窓口が複数箇所にあたるときには、相談者に対し、ていねいな案内を心がけるとともに、必要に応じ、同行しながら支援します。
- 相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、訪問相談の支援を行うなど、相談支援の利便性の向上に努めます。

(2) 連携しながら相談支援をすすめる

■現状と課題

○複雑かつ多問題化した福祉課題を抱えている実態をきちんと把握し、地域や関係機関、行政が連携を深めながら相談支援をすすめていくことが求められている

地域団体等調査では、「それぞれの家庭の事情がある上に、コロナ禍や個人情報保護によって益々支援が必要な家庭の情報が入ってこなくなった」との意見とともに、「地域で、個人情報を知られたくない人は別として、知っていてほしい人は登録するような制度があれば良い」や「支援のための情報収集システムが必要」、「地域や行政等で連携して情報が共有でき、それを活かせるような仕組みがあれば良い」といった意見がありました。

また、分野別課題調査では、高齢者福祉・介護分野から、「生活困窮に陥る要因は、病気やけが等の疾病の他にも、高齢になり体力・気力とも弱りフレイル※状態になるといったものがある」や「高齢者本人が自分らしく、アイデンティティ（一人の人間としての個性）を保てるよう支援することが大切」、「処遇困難と思われるケースについて関係機関で連携して対応し、そういった困難な事例を数多く経験していくことで、新たな解決策が増えていくと思う」といった意見がありました。児童福祉・子育て支援分野では、「夫婦共働きが増え、親と子の

時間が確保できていない」や「発達障害やグレーゾーンの子が増えており、日々の生活の中で困り感が多く見られるようになってきている」、「貧困や病気など、様々な要因が重なっている場合は、複数の機関が連携して、出来ることからサポートする必要がある」といった意見がありました。障がい福祉分野からは、「親などの身近な支援者が亡くなった後の自立や生活についての不安を抱えている家庭が多い」といった意見があり、生活困窮者支援分野からは、「生活困窮者の抱える課題は複合的であることが多いため、そうした多様な課題を解きほぐしていくためには、地域の様々な力を活用した包括的な支援や、行政では横のつながりを強化したスムーズに対応できる体制づくりが必要」との意見がありました。

近年、複雑かつ多問題化した福祉課題を抱えている人が増加している様子がうかがえます。まずはそのような実態について、きちんと把握していくことが、必要な支援につないでいく上で重要になっています。また、福祉課題の複雑化・多問題化と同時に、人づきあいの希薄化や個人情報保護などの影響により、必要な相談支援につながりにくくなっている現状を踏まえ、地域や関係機関、行政などが情報を共有し、今まで以上に連携を深めながら、相談支援をすすめていくことが求められています。

※フレイル：加齢とともに心身の活力（体力、気力、認知機能等）が低下した状態であるが、適切な介入・支援（予防や治療）により、心身状態の維持向上が可能な段階とされている。また、健康な状態と、日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味しており、多くの方はフレイルを経て要介護状態へ進むと考えられているため、フレイルに早めに気づき、対処していくことが大切になる。

取り組みの方針

◇ 複雑かつ多問題化した福祉課題を抱える人や、既存の制度に明確に位置付けられてはいないが、何らかの支援が必要である、いわゆる制度の狭間の課題などにすみやかに対応し、適切な福祉に関する支援につながるように、地域や関係機関、行政などが情報共有や連携を深めながら、包括的な相談支援をすすめます。また、行政においては、継続して組織内の部署を越えた横のつながりの強化に取り組み、さまざまな福祉課題に柔軟に対応できる横断的な連携体制づくりに努めます。



役割分担

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●複雑な多くの福祉課題が重なり合っているときには、抱え込むことなくすみやかに、専門的な機関の相談窓口を利用するよう心がけます。
<p>隣近所が協力して 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所の人々が複雑な多くの福祉課題を抱え込んでいたら、専門的な機関の相談窓口を利用するよう声かけを行います。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●複雑かつ多問題化した福祉課題についての専門的な機関の相談窓口のことを知らせていきます。 ●生活上での困りごとについて、複雑な多くの福祉課題を抱え込んでいることが確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。
<p>事業所などが 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス事業所で、利用者が複雑かつ多問題化した福祉課題を抱えているときには、関係する機関や事業所などと情報を共有し、連携を図りながら、相談支援をすすめます。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金の貸付事業に関する問い合わせがあった時点から、必要に応じて、関係機関と情報を共有し、連携を図りながら、包括的な相談支援をすすめます。 ●生活困窮者などを支援している地域の組織や団体、事業所などと協力関係を構築しながら、複雑かつ多問題化した福祉課題を抱える人や世帯などの包括的な相談支援に応じていく体制づくりをすすめます。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生活の困窮にかかわる情報を市役所内で共有することで、すみやかに相談支援につながるよう努めます。 ●地域で活動している相談支援窓口のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら、複雑かつ多問題化した福祉課題を抱える人や世帯などの包括的な相談支援に応じていく体制づくりをすすめます。 ●継続して行政組織内の部署を越えた横のつながりの強化に取り組み、さまざまな福祉課題に柔軟に対応できる横断的な連携体制づくりに努めます。

第2節 安心して暮らせる基盤づくり

1 安心して暮らせる支援の充実

(1) 地域での身近な助け合いをすすめる

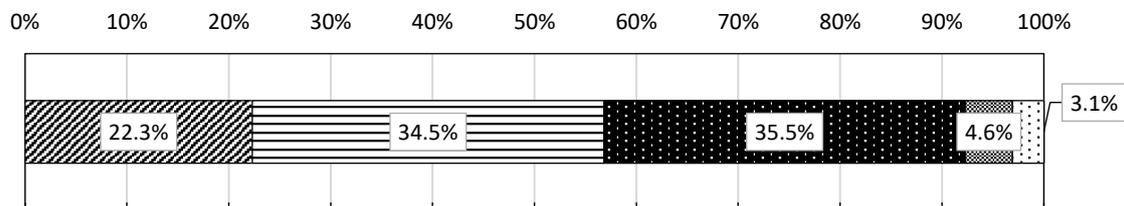
■現状と課題

○人づきあいが希薄化するなか、近所づきあいは大切にしたいと考える人が多い

住民意識調査では、普段の近所づきあいの程度についてたずねたところ、「たまに立ち話をする程度」が34.5%で、最も高くなりました。また、つきあいが挨拶程度またはほとんどない理由については、「かかわる機会や時間がないから」が46.2%で、最も高くなりました。一方、地域での人と人とのかかわりに関する考えについてたずねたところ、「隣近所の人とのつきあいは大切にしたい」が59.7%で、最も高くなりました。

<普段の近所づきあいの程度について>

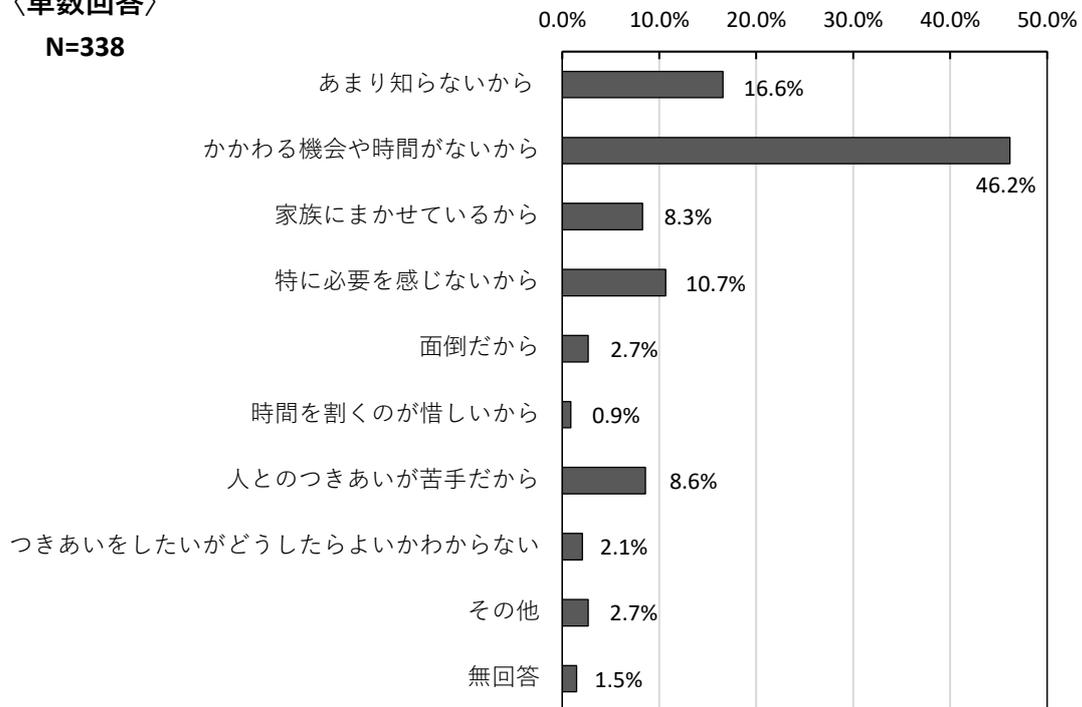
〈単数回答〉 N=843



- ▣ 親しくおつきあいしているお宅がある
- ▢ たまに立ち話をする程度
- 会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない
- ▤ つきあいがほとんどない
- 無回答

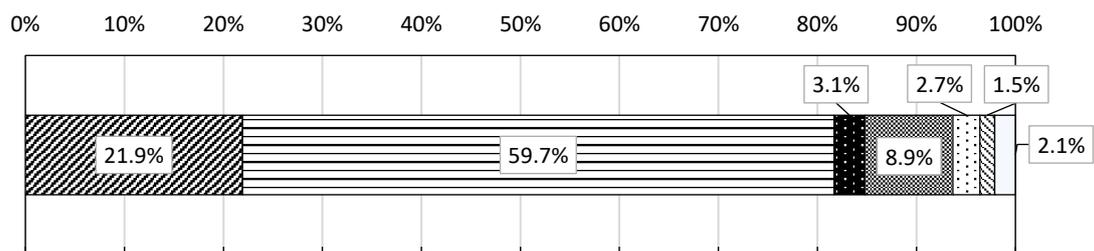
〈つきあいが挨拶程度またはほとんどない理由について〉

〈単数回答〉
N=338



〈地域での人と人のかかわりに関する考えについて〉

〈単数回答〉 N=843



- 地域をよくする活動をみんなで協力し合って行いたい
- 隣近所の人とのつきあいは大切にしたい
- 地域の人や隣近所の人とはかかわりを持ちたくない
- 他人の協力は期待していない（自分のことは自分でする）
- 興味関心がない
- その他
- 無回答

地域団体等調査では、「隣近所とのつながりの希薄化による、人間関係の難しさが感じられる」や「若い人など個人主義の人が多くなった」、「コロナで行事や集会などが減り、ますます付き合いが少なくなっている」といった意見がありました。

また、分野別課題調査では、高齢者福祉・介護分野から、「寂しさや孤独感を感じている高齢者も多い」や「緊急時にかけてもらえるご家族や近所の方がいない高齢者もおられる」などの意見がありました。児童福祉・子育て支援分野からは、「核家族の増加や地域のつながりの希薄化に伴い、子育ての孤立化が進んでいる」や「地域社会でのふれあいの充実が必要」といった意見がありました。

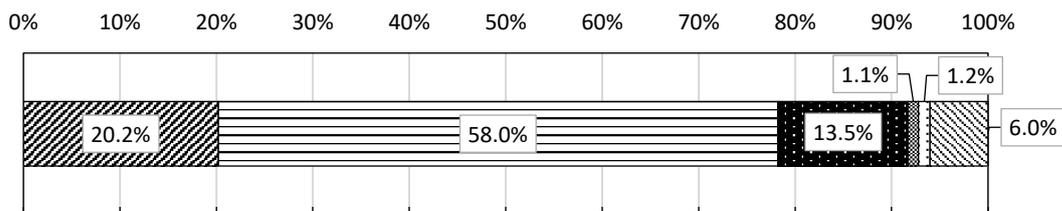
人づきあいの希薄化がうかがえる一方で、地域での人と人とのかかわりについては、近所づきあいを中心に大切にしたいと考える人が多数を占めるという結果になりました。

○地域でのかかわりを深めながら、お互いに支え合い、助け合っていくことが大切

住民意識調査では、認知症と思われる人がまちのなかで戸惑っている様子を見かけたときの対応についてたずねたところ、「できるだけ声かけしたい」が58.0%で、最も高くなりました。また、できれば避けたい、何もしない、その他と回答した理由については、「対応の方法がわからないから」が68.4%で、約7割を占めていました。

<認知症や障がいなどがあると思われる人がまちのなかで戸惑っている様子を見かけたときの対応について>

〈単数回答〉 N=843

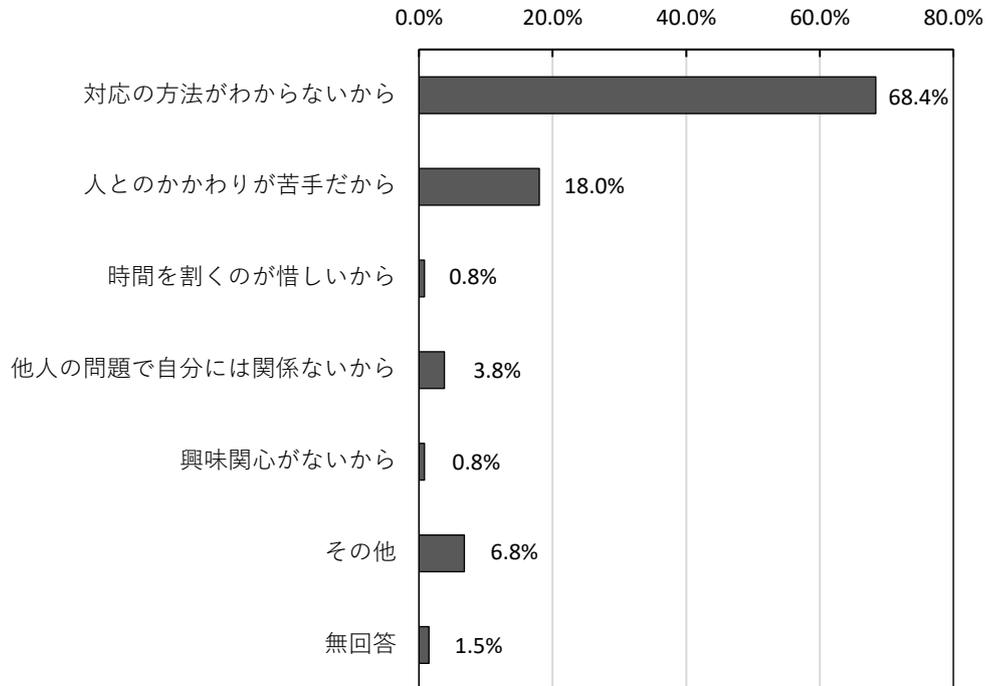


- ☑ 積極的に声かけしたい
- ☐ できるだけ声かけしたい
- 声かけしたいができれば避けたい
- ▨ かかわりたくないので何もしない
- その他
- ▩ 無回答

<できれば避けたい、何もしない、その他と回答した理由について>

〈単数回答〉

N=133



分野別課題調査では、高齢者福祉・介護分野から、「若い時には出来たことが段々と出来なくなり、自宅に閉じこもるようになる人が多い」や「頼れる人や相談できる人がおらず困っている高齢者がいる」といった意見がありました。また、児童福祉・子育て支援分野からは、「子育てなどにおいて、周囲に助けて、手伝ってのメッセージを出すことができずに行き詰まってしまう家庭も多い」や「身近に頼れる人がおらず困っている家族が増えているため、地域での相互援助活動などが大切」、「子育て家庭の孤立を防ぎ、親が子どもに向き合うゆとりと自信を持てるように、世代や立場を越えた地域の人たちの支えが大切」といった意見がありました。障がい福祉分野からは、「障がい者の方は、一部の決まった人としか関りを持つ場がない人も多く、そういった場合には世界が狭くなってしまうため、地域の人々と関わる機会を増やすことが大切」といった意見がありました。

高齢者や障がい者、子育てに孤軍奮闘している人たちなどにとって、私たちの身近な生活の場である地域でのかかわりを深めながら、お互いのことを知り、お互いに支え合い、助け合っていくことが大切になっています。

取り組みの方針

- ◇ 隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことで、同じ地域で生活する誰もが、地域において孤立したり、福祉の問題を抱え込んだりすることなく、安心して暮らしていける環境づくりを推進します。

役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●自分ひとりではできないことは、隣近所の人たちをはじめとする地域の人たちに支援や手助けをお願いします。 ●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。 ●地域の活動や行事などに積極的に参加するよう心がけます。 ●認知症など支援が必要な家族に関する情報について、不慮の事故などを防ぐため、人権を尊重しながら、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。
隣近所が協力して 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所でお互いに協力し合いながら、見守りを心がけます。 ●困りごとが生じた場合には、隣近所のなかで、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。 ●ごみ出しや買い物、通院時の外出など、日常生活のちょっとしたことでも十分にできず、困難を抱えている人や家族に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合います。 ●隣近所に暮らす認知症を抱える人のことを隣近所の人たちの間で理解し合い、お互いに協力し合いながら支え合い、助け合います。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●地域でのサロン活動などに参加し、隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発し、地域活動の支援に努めます。

(2) 地域での組織的な支援をすすめる

■現状と課題

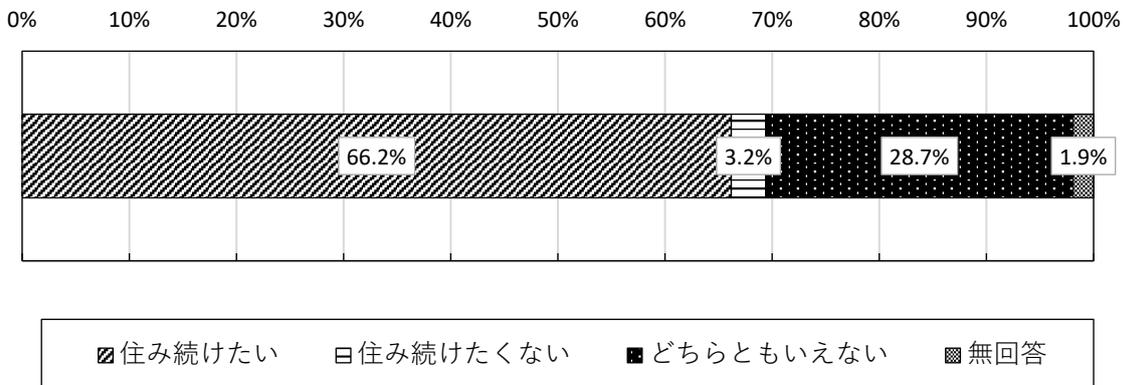
○住んでいる地域に愛着を感じ、地域で支え合っていく福祉のあり方を求めている

住民意識調査では、これからも現在住んでいるところに住み続けたいかたずねたところ、「住み続けたい」が66.2%で、最も高くなりました。また、これからの「福祉」のあり方についてたずねたところ、「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」が75.0%で、最も高くなり、さらに、私たち一人ひとりが安心して地域のなかで暮らしていくために、市民のひとりとしてできることについてたずねたところ、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が52.3%で、最も高くなりました。

住んでいる地域に愛着を感じている市民の割合が高く、地域のことに関心を持ち、行政と住民が協力しながら、地域で支え合っていく福祉のあり方を求めている様子が見えてきます。

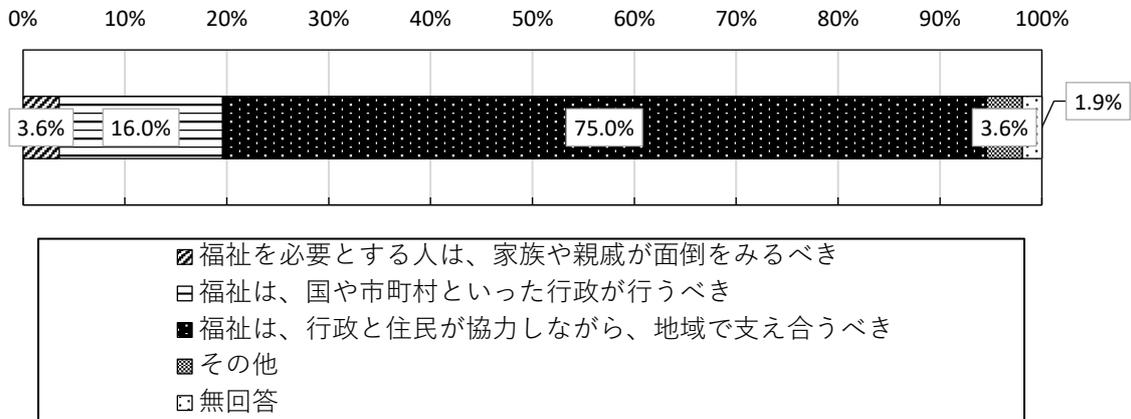
<現在住んでいるところに住み続けたいかについて>

<単数回答> N=843



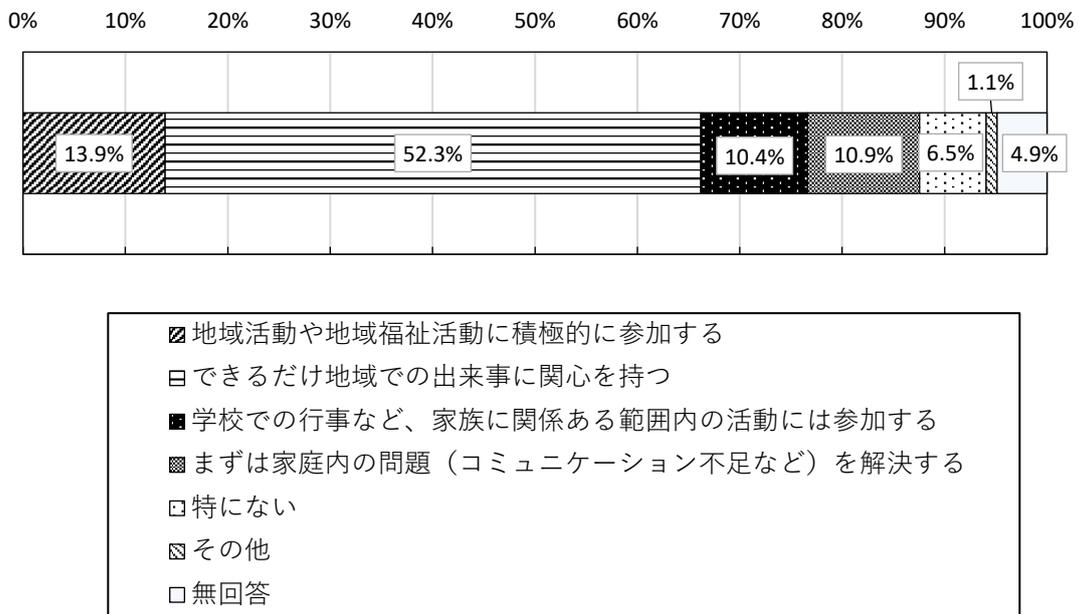
<これからの「福祉」のあり方について>

〈単数回答〉 N=843



<安心して地域のなかで暮らしていくために、市民のひとりとしてできることについて>

〈単数回答〉 N=843

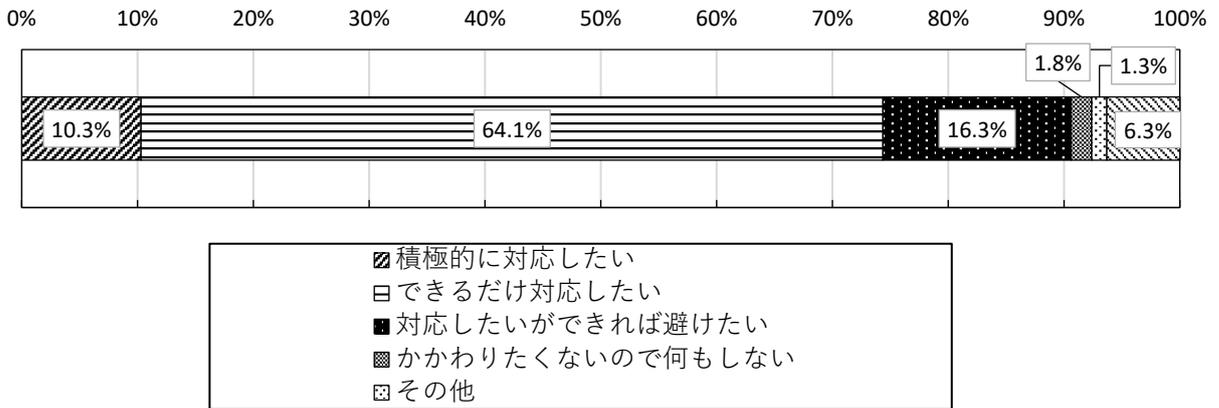


○困りごとを抱える人からの助けの求めに対し、前向きな対応を考えている人が多い
住民意識調査では、日々の暮らしのなかで困りごとを抱える人から助けを求められたときの対応についてたずねたところ、「できるだけ対応したい」が64.1%で、最も高くなりました。さらに、対応することを避けたいとする理由についても、「時間を割くのが惜しいから」や「他人の問題で自分には関係ないから」、「興味関心がないから」の割合は低く、「対応の方法がわからず不安だから」が32.5%で、最も高くなり、次いで「対応したいが忙しいから」が23.9%となりました。

困りごとを抱える人から助けを求められたとき、前向きに対応していきたいと考えている人が非常に多い様子がうかがえます。

＜日々の暮らしのなかで困りごとを抱える人から助けを求められたときの対応について＞

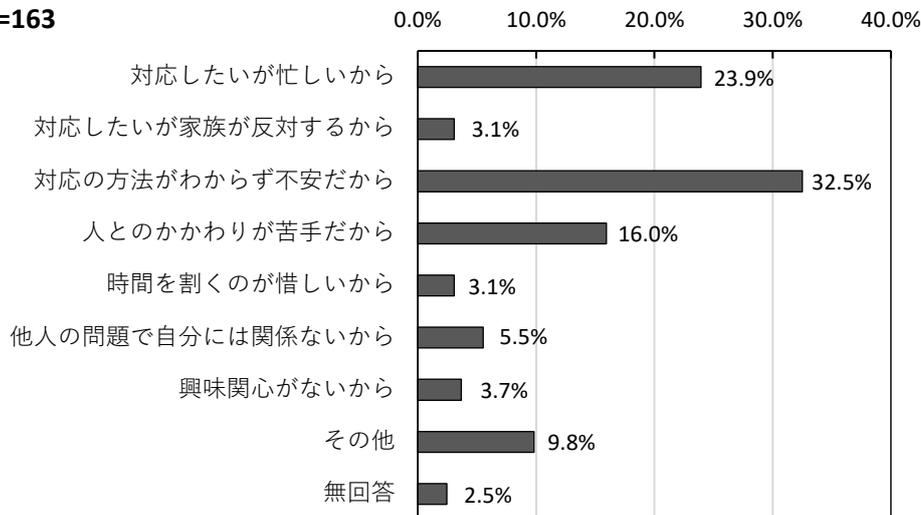
〈単数回答〉 N=843



＜対応することを避けたいとする理由について＞

〈単数回答〉

N=163



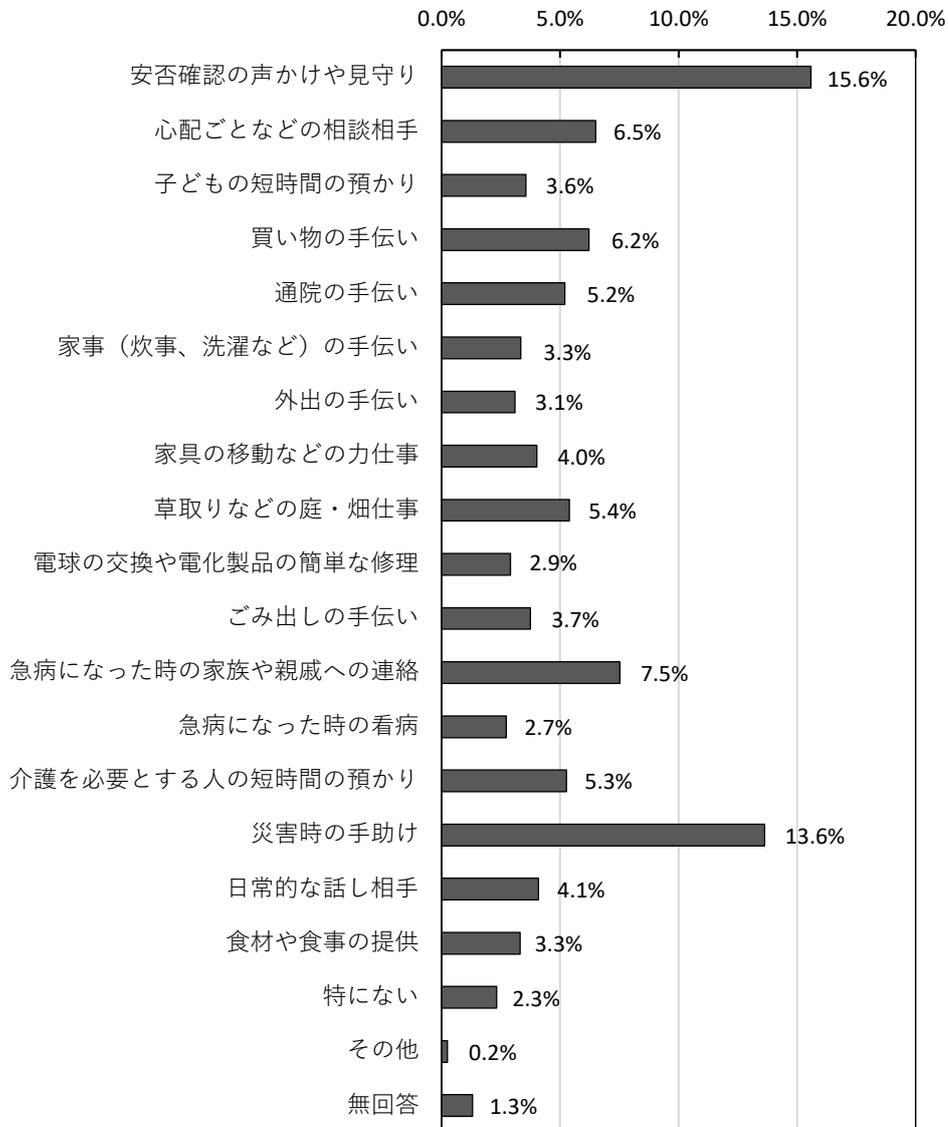
○地域住民の理解と協力による見守り活動などの充実を図っていくことが大切

住民意識調査では、地域の人たちに求める支援と、地域の人たちに対してできる支援についてそれぞれたずねたところ、「安否確認の声かけや見守り」や「災害時の手助け」、「急病になったときの家族や親戚への連絡」といった項目については、共に高くなりました。この結果から、これらは地域での支え合いや助け合いが期待できる取り組みといえます。一方、「急病になった時の看病」や「介護を必要とする人の短時間の預かり」については、支援できることとしては低くなりました。これらについては、地域住民同士では難しい取り組みといえます。

<助けが必要になったとき、地域の人たちに求める支援について>

〈複数回答〉

N=843

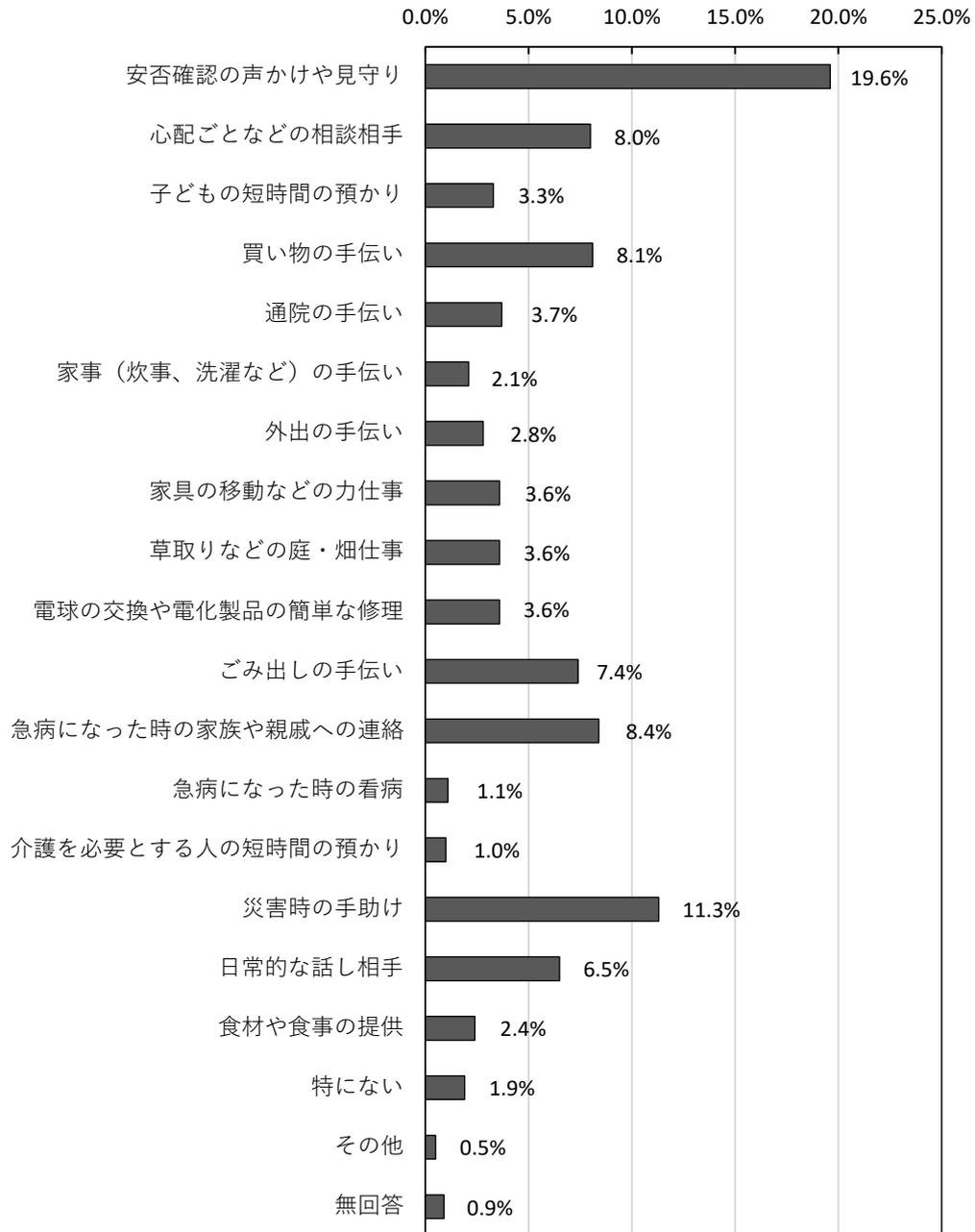


※回答総数 3,229 件（100%）

<困っている人がいたとき、地域の人たちに対してできる支援について>

〈複数回答〉

N=843



※回答総数 3,000 件（100%）

地域団体等調査では、「高齢の認知症の方によるトラブルが増えている」や「ひとり暮らしの人が家庭内で事故に遭われたことがあり、周囲の人の定期的な見守りが必要と感じた」などの意見がありました。また、「民生委員の活動において、独居老人宅は何度も訪問する中でそれなりの信頼はいただいているが、一般家庭との関係性は極めて薄く、時折家庭内のことで相談を受け、持っている知識での対応や専門機関との橋渡しをする程度である。もっと積極的に各家庭に入り込むべきか、相談を待っている程度の受け身で良いのか、民生委員として悩むこともある」、「社会の状況から、見守りを兼ねた登下校時の挨拶や声かけなどが難しくなっている（不審者に思われないか等）」との意見がありました。

また、分野別課題調査では、「独居老人の方は孤立感等、不安を抱えておられると感じる」や「買い物や受診など日常生活上の支援が必要になっている高齢者も多い」、「コロナや地域活動の減少により、地域の人々との交流が減っている」、「地域での高齢化がすすみ、若い人の参加が少ないため、地域活動などに影響が出始めている」などの意見がありました。さらに、「認知症などの家族がいる家庭は、必要に応じて近所の方に声かけしておくことが必要」や「低所得や生活に困窮されて困っている方には、支援団体などが運営する居場所について知ってほしい」、「孤立を防ぐため、地域全体のちょっとした声かけや見守り活動などのつながりを維持する仕組みが必要」、「福祉の問題を我が事として認識してもらう環境をいかにつくるかが重要」といった意見がありました。

地域住民の理解と協力を得ながら組織的にすすめていく必要がある支援が必要な人に対する見守り活動などについて、今後より一層の充実を図っていくことが求められています。また、それと同時に、活動内容についても継続的に周知していくことが大切になっています。

取り組みの方針

- ◇ 地域社会での孤立の防止や生活上の困難を改善するための地域での組織的な地域福祉活動をすすめることで、誰もが安心して暮らせる支援の充実をめざします。



役割分担

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員ならびに行政区（自治会）や老人クラブなどによる見守り活動について理解を示し、可能な限り協力するとともに、活動する人たちに対し否定的な姿勢でのぞむことなく、労いの気持ちと言葉かけを大切にします。
<p>隣近所が協力して 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所に気にかかる人がいたら、身近なつながりのなかで支援していくために、民生委員・児童委員ならびに行政区（自治会）や老人クラブなどによる見守り活動と協力し合います。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員ならびに行政区（自治会）や老人クラブなどによるひとり暮らしの高齢者や高齢者がいる世帯、子育て家族、障がいのある人など、支援が必要な人や世帯の見守り活動をすすめると同時に、活動内容についても継続的に周知します。 ●行政区（自治会）などで、地域における福祉課題やその解決に向けた話し合いの場や機会を充実させていきます。 ●高齢者世帯や認知症高齢者、障がいのある人など、支援が必要な人たちに対する見守り活動を充実させるため、市民と行政区（自治会）、民生委員・児童委員などの間でコミュニケーションを図り、信頼関係を深めながら、情報の共有をすすめます。 ●認知症や障がいなど、支援が必要と思われる人がまちなかで戸惑っている様子を発見したときの声かけや情報伝達について、案内や研修の実施をすすめます。 ●民生委員・児童委員などの限られた人たちに過度な負担が強いられない福祉活動のあり方について検討をすすめます。
<p>事業所などが 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス事業所は、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力します。 ●買い物支援について、商工会や販売店の事業者などの関係者間で検討をすすめ、協力関係を築きながら支援の充実を図ります。 ●事業者は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報など、見守り活動に寄与するよう努めます。 ●事業者は、その事業活動で、買い物支援などのサービスを工夫するよう努めます。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員ならびに行政区（自治会）や老人クラブなどによるひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯、子育て家族、障がいのある人など、支援が必要な人や世帯の見守り活動を支援します。 ●公的制度の対象にならない人に対して、自立した生活が送れるよう、独自サービスの検討、実施に努めるとともに、市民が抱える福祉課題に的確に対応していくため、新しいサービスを積極的に開拓していきます。

行政が
取り組むこと

- 地域福祉活動をすすめる際の課題となっている個人情報の取り扱いについて、ルールづくりやその見直しを行います。
- 民生委員・児童委員ならびに行政区（自治会）や老人クラブなどによるひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯、子育て家族、障がいのある人など、支援が必要な人や世帯の見守り活動を支援します。
- 事業者が、その事業活動を行いながら実施する見守り活動について、組織的な取り組みとなるよう関係者間での検討を行い、調整を図っていきます。
- 事業者やその団体がすすめる買い物支援などに対する支援を行い、その充実を図っていきます。
- 認知症や障がいなど、支援が必要と思われる人がまちなかで戸惑っている様子を発見したときの声かけや情報伝達について、地域と協力しながら案内や研修を実施します。

（3）福祉サービスの量や質の充実を図る

■現状と課題

○家族介護者の負担軽減などのため、サービスの充実を図っていくことが求められている

分野別課題調査では、高齢者福祉・介護分野から、「認知症のある高齢者を抱えている家庭では、徘徊などの問題から昼夜目が離せない状態になる」や「介護が必要な高齢者を抱えていると、仕事と家庭の両立が難しい。また、疲れたからといって簡単には休めない」、「介護する側も若い時や健康な時は大丈夫でも、体が弱ってくると移動や外出の手段などの問題から、買い物や受診、金銭のことなど、様々な困難が生じてくる」といった意見がありました。また、障がい福祉分野からは、「高齢化社会で障がいを持つ家族も高齢となり、介護や支援の負担が大きくなっている」や「障がいが重度な程、家庭の負担も大きく、生活の場が限定されるため、幼少期からの支援やサポートが必要」、「介護の負担、息抜く暇がない、相談したくても相談する相手がない、その結果1人で抱え込むようになると思う」といった意見がありました。

老老介護の状態や働きながらの介護など、家族介護者の心身の負担を軽減していくため、高齢者福祉サービスや介護保険サービス、障がい福祉サービス、さらに、家族介護者の休息につながる支援や移動困難者の交通手段の確保などについて、より一層充実を図っていくことが求められています。

○子育て支援についての多様なサービスの充実を図っていくことが求められている

分野別課題調査では、児童福祉・子育て支援分野から、「両親が共働きで忙しくされていると、子どもを中心に考えられていても、子どもと触れ合う時間が少なくなってしまう」や「成長過程において、習得すべき社会のルールや学習に取り残されている子が見られる」、「発達障害のある子どもが増えているため、そういった家庭への支援が必要」、「近くに頼れる親族などがない共働きの家庭では、子どもの急な病気や怪我などの際に大変な思いをしている」といった意見がありました。また、「ひとり親家庭では、仕事に家事に育児にと、全てを一人で抱えている人も多い。心の余裕や時間の余裕がない、頼れる人がいない、金銭的にも余裕がないなど、複数の問題を抱えている家庭もある」、「短時間でも預けられるファミリーサポートの充実や制度の周知が必要」との意見がありました。

社会の変化に応じて、今後も子育て支援についての多様なサービスの充実を図っていくことが求められています。

○自立した生活を支援していくための制度やサービスの充実が期待されている

分野別課題調査では、児童福祉・子育て支援分野から、「生活困窮の要因は様々だと思われるが、現状把握と先（将来）の見通しを持てるかどうかが課題と考えられる。低所得からの脱出には、収入増（就労）、生活の見直し（収支バランス）、行政サービスの利用、民間団体の利用などの方法が考えられる」という意見がありました。また、障がい福祉分野からは、「親亡き後、今住んでいる家でどうやって暮らしていくのか、年をとって福祉作業所を辞めた後どうしていくのかなど、将来1人になったときの生活不安がある」や「在宅での生活が困難になった際、グループホーム等に空きがない」、「障がい者は仕事がなかったり、出来る仕事に限られている」、「公共交通機関を利用する際など、周囲にサポートをお願いすることに遠慮や気兼ねを感じている」などの意見とともに、「障がいのある人への理解を深める取り組みが大切」や「障がい者でも利用しやすい交通や施設の整備が必要」、「体調を崩したり、家族の事情で状況が変わりやすい障害児・者の急な対応、預かりを認める制度が必要」、「親などに頼らなくても日常生活が送れる環境・制度づくりが必要」といった意見がありました。

生活上の問題を抱えた人の自立を支援していくため、福祉の制度やサービスの更なる充実を図っていくことが期待されています。

取り組みの方針

- ◇ 法や制度に定める福祉サービスについて、それを必要とする市民に対し、適切に福祉サービスを提供できる体制づくりをすすめることで、安心して暮らせる支援の充実を図ります。

役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービスを利用する際には、わからないことは問い合わせ、知識と理解を深めるとともに、有効かつ適切な利用に努めます。●福祉サービスの有効かつ適切な利用のため、必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用するよう心がけます。●福祉サービスに関する苦情相談がある場合には、苦情相談窓口などを活用します。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービス事業所での行事などに積極的に参加し、交流を深めながら、地域と同事業所との信頼関係を築きます。
事業所などが 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービス事業所では、利用者の利益を最優先に考えたサービスを提供し、その質の向上に努めます。●福祉サービス事業所での行事などに地域からの参加を求め、交流を深めながら、同事業所と地域との信頼関係を築きます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●利用者本人が住みなれた地域で生活を継続できるように、安心と信頼のできる質の高い在宅福祉サービスを提供します。●日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、生活支援員の人員の確保と質の向上に努めながら、本事業の円滑な実施をすすめます。●福祉サービスの利用について、市民から苦情相談があった場合には、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度を説明するとともに、必要に応じて、佐賀県福祉サービス運営適正化委員会につながるなど、その解決に向けて適切に対応します。

行政が
取り組むこと

- 各福祉・介護分野でのそれぞれの行政計画をすすめることにより、サービスの質や量の充実を図ります。
- 市民からの求めに的確に対応していくため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービスの充実に努めます。
- 福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。
- 福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、利用者支援にあたり連携を強化できるような仕組みづくりをすすめます。
- 福祉サービスを必要とする高齢者やその家族へのきめ細かい対応のため、地域ケア会議などのさらなる機能充実を図ります。
- 支援を必要とする子どもやその家族へのきめ細かい対応のため、要保護児童対策地域協議会などのさらなる機能充実を図ります。
- 福祉サービスを必要とする障がいのある人やその家族へのきめ細かい対応のため、総合支援協議会などのさらなる機能充実を図ります。
- 子育て家族の保護者や家族介護者などの用事や休息などに対応していくための支援の充実を図ります。
- 低所得者などの生活困窮者に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多問題化している福祉課題の改善に向けた包括的な支援をすすめていきます。
- 各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、情報交換や情報の共有を図ることで、複雑かつ多様化している福祉課題の解決に努めます。
- 市内巡回バス・タクシーや廃止路線代替バス（あいのりタクシー）などの公共交通の運用にあたっては、利用者の利便性を高めるため、市民の声を反映しながら、改善に努めます。
- 福祉サービス事業者の選択には、第三者評価制度による評価内容を活用するよう市民へ啓発します。
- 福祉サービスの利用にあたっての苦情解決のため、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度について周知します。
- 福祉サービスの利用について、市民から苦情相談があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。
- 日常生活自立支援事業について、分かりやすく周知・啓発するとともに、その利用促進を図ります。
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、制度利用に関する促進体制の整備、制度をより多くの方に理解していただくための周知や啓発活動、関係機関等と連携した相談業務に努めます。

2 いのちを守る支援の充実

(1) 虐待防止のための支援を強化する

■現状と課題

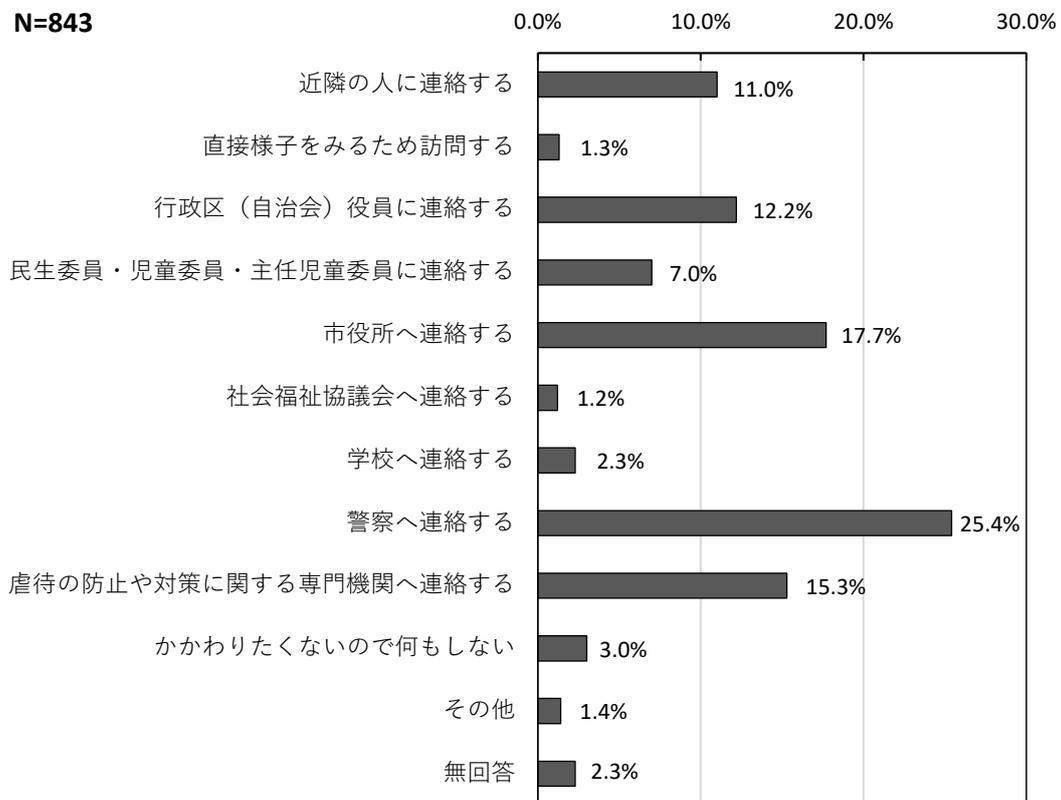
〇気になるようなことがあれば、速やかに専門機関に連絡することが大切

住民意識調査では、虐待が発生していると思われたときの最初の対応についてたずねたところ、「警察へ連絡する」が25.4%で、最も高くなりました。

＜虐待が発生していると思われたときの最初の対応について＞

〈単数回答〉

N=843



分野別課題調査では、「近所で交流を持ち、異変を感じたら迷わず相談することが大切」や「近所にどのような家族が住まれているかを知り、少しでも話す機会が必要」、「保育園をはじめ、子どもと関わる人が子どもの様子を日頃から気にかけることが大切」、「地域と関係機関などが一体となり対応していくことが大切」といった意見がありました。

虐待を防止していくためには、日頃からの地域でのかかわりが大切で、そのなかで気になるようなことがあれば、速やかに専門機関に連絡することが大事です。

○虐待のことをきちんと学んでいく場や機会を増やしていくことが大切

分野別課題調査では、「関係機関や地域などが連携しながら、虐待防止の啓発や説明会などを行っていくことが必要」や「虐待は深刻な権利侵害であり、犯罪につながる行為であることを皆が認識することが大切」、「どのような行為が虐待にあたるのか、学生から大人まで広く知ってもらおう。また、虐待についての相談や通報ができる場所についても周知する」といった意見がありました。

虐待を防止していくためには、虐待のことをきちんと学んでいく場や機会を増やしていくことが大切です。

○連携した支援の強化とともに、子育て中の保護者や家族介護者のケアも重要

分野別課題調査では、「虐待の防止に携わる機関が学校や事業所、警察、病院などと連携して対応していく」との意見とともに、「虐待につながりやすい子育ての孤立化を防ぐためにも、子育てしやすい環境や気軽に話したり相談できる体制を整えることが必要」、「地域や社会全体で支えることが大切」、「介護者のレスパイトケア※についても行っていく必要がある」といった意見がありました。

虐待の問題に対応していくためには、かかわりのある人たちの連携を強化するとともに、子育て中の保護者や家族介護者のケアについても行っていくことが重要です。

※レスパイトケア：介護の必要な高齢者や障がい者のいる家族へのさまざまな支援を指し、介護者が介護から解放され、息抜きできる時間をつくることで、心身疲労の蓄積や共倒れなどを防ぐことを目的としている。

取り組みの方針

- ◇ 高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待防止の取り組みや、虐待の早期発見の取り組みをすすめることで、いのちを守る支援の充実を図ります。



役割分担

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待問題についての理解を深めます。 ●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。 ●子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついたときには、警察や児童相談所、市の担当課へ、すみやかに連絡します。
<p>隣近所が協力して 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所で互いに協力しながら、見守りを行うよう心がけます。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での集まりや地域活動、行事のなかで、高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会をつくります。 ●高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待を防止するため、気にかかる家庭については、地域において相談活動に携わる人たちと近隣者が協力しながら、声かけや見守りをすすめます。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待問題について学ぶ機会の充実を図るとともに、虐待の防止に努めます。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会の充実を図るとともに、虐待の防止に努めます。 ●虐待問題に対応する相談・連絡窓口の周知と機能充実を図ります。 ●地域からの虐待に関する連絡に対し、すみやかに対応できる体制をつくとともに、きめ細かいケアや支援についてさらなる充実を図ります。 ●高齢者虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、地域ケア会議などのさらなる機能充実を図ります。 ●児童虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、要保護児童対策地域協議会などのさらなる機能充実を図ります。 ●障がいのある人に対する虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、総合支援協議会などのさらなる機能充実を図ります。 ●虐待の被害にあった高齢者や障がいのある人を一時的に保護する施設について、いつでも対応できるよう確保に努めます。 ●虐待の被害にあった子どもや高齢者、障がいのある人を保護した後、関係機関と連携しながら、安心安全な生活に向けた支援の充実を図ります。 ●虐待の加害者に対し、心理的なケアを含めた支援について、関係機関と連携しながら、取り組んでいきます。

(2) 災害時の避難に備える

■現状と課題

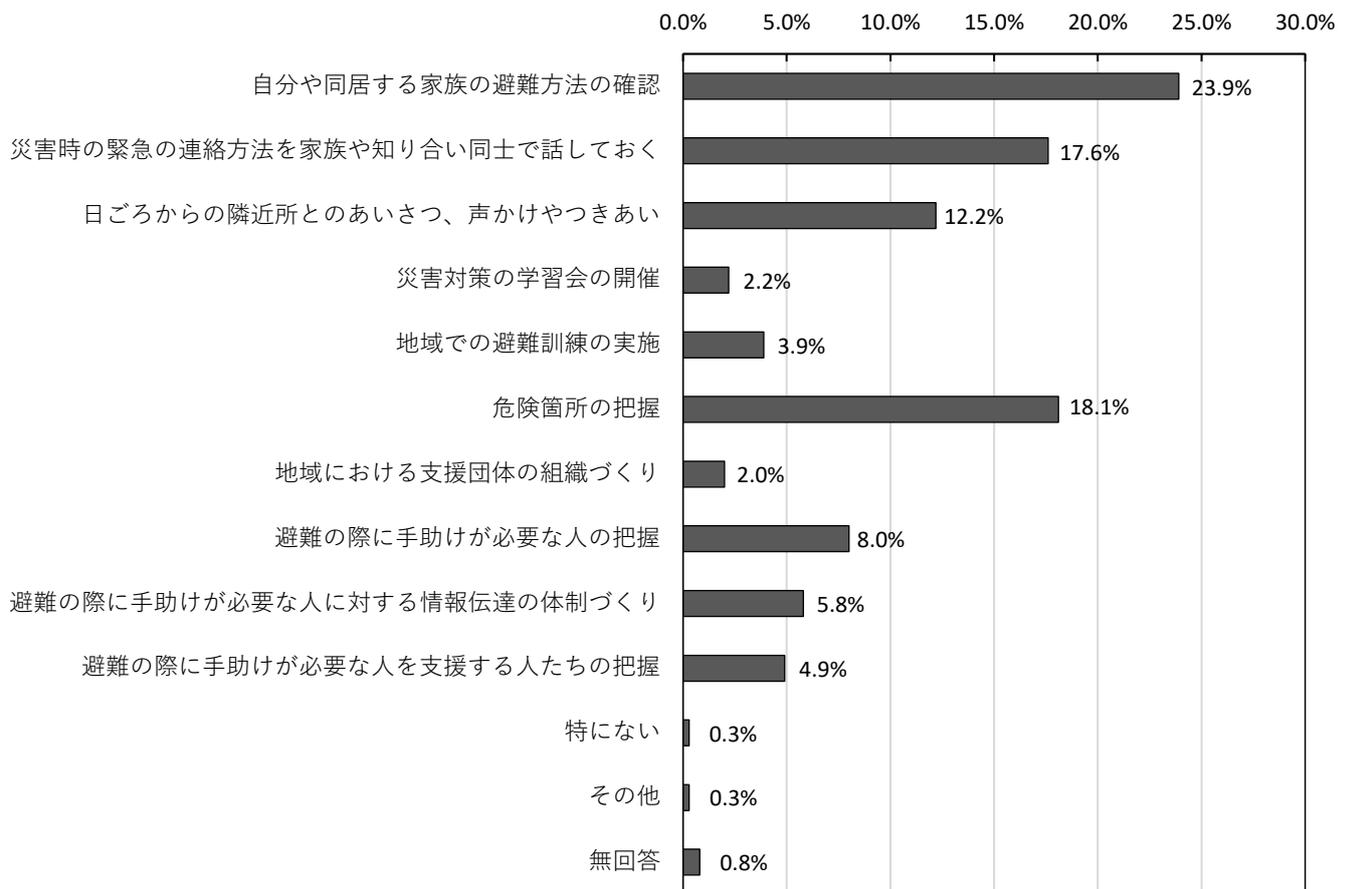
○災害時に必要となるさまざまな対応を想定しながら備えておくことが大切

住民意識調査では、災害時の備えとして重要なことについてたずねたところ、「自分や同居する家族の避難方法の確認」が23.9%で、最も高くなりました。また、自力で避難ができない人（避難行動要支援者）に対して、災害時における安否確認や避難誘導などの支援を行う「避難行動要支援者登録制度」を知っているかたずねたところ、「知らなかった」が88.5%と約9割を占めており、ほとんどの市民が制度を知らない状況となっています。

<災害時の備えとして重要なことについて>

<複数回答>

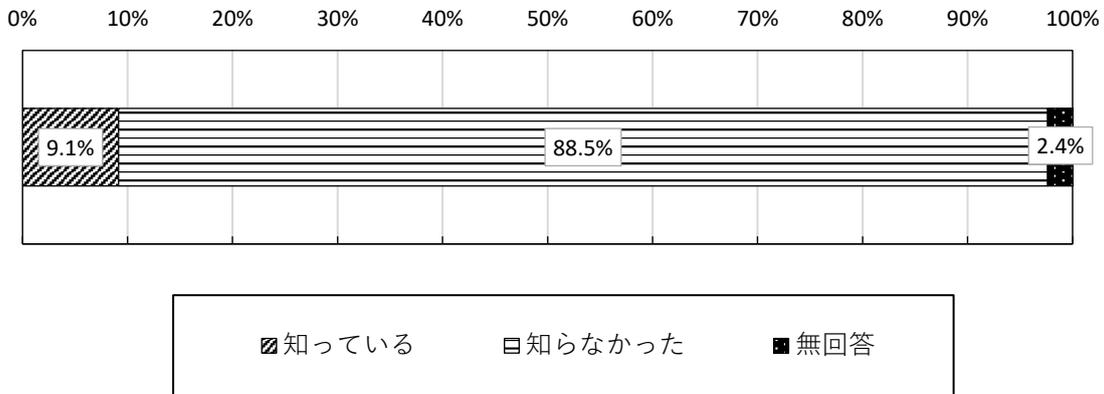
N=843



※総回答数 2,941 件 (100%)

＜自力で避難ができない人（避難行動要支援者）に対して、災害時における安否確認や避難誘導などの支援を行う「避難行動要支援者登録制度」を知っているか＞

〈単数回答〉 N=843



地域団体等調査では、「普段から避難等の話をするなど、周囲とのコミュニケーションを高めておく必要がある」や「自然災害が頻発している今、防災について関心を持ち、学ぶことが大切」、「近年の災害は想定外の事があるので、ハザードマップなどを活用しながらこれまで大丈夫だと思っていたことを見直す必要がある」、「災害が発生した際、避難行動要支援者の方々を地域住民が支えていけるよう、支援活動を体制化したい」、「支援が必要な人の把握も勿論ですが、地域の中で支援できる人、支援できること（内容）を明確にして繋ぎ合わせていけたらもっと地域力を高められると思う」といった意見がありました。

分野別課題調査では、「日頃から訓練を行うことが大切」や「災害時に避難が困難な世帯の把握や、そのような方々に災害発生前に声かけをするなど、対応について事前に関係機関で話し合っておくことが大切」、「避難所での障がい者の受け入れ体制や設備を整える」、「日常生活や訓練などをとおして、障がいのある人が地域に居ることを知ってもらい、相互理解を深め、緊急時の受け入れ体制を作っておくことが大切」、「災害時の避難経路を本人や家族、支援者等で確認し、避難時に必要な支援について検討を行う。また、支援会議等では、関係機関と共に地域の方にも参加してもらい、支援が必要な人や支援の内容についても情報共有する」といった意見がありました。

防災や減災について学ぶ場や機会の充実を図るとともに、災害時に必要となるさまざまな対応を想定しながら、定期的な訓練や避難行動の支援を必要とする人やその支援方法の確認、福祉避難所の確保などをすすめておくことが大切です。

取り組みの方針

◇ 災害時の円滑な避難行動に備える活動をすすめることで、いのちを守る支援の充実を図ります。

役割分担

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時にすぐに避難できるよう、日頃から防災情報に注意を払い、防災用品、避難経路、避難場所などを事前に確認しておきます。 ●市が実施する避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力します。 ●地域での防災や減災に関する取り組みに積極的に参加します。
<p>隣近所が協力して 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃からご近所同士で声をかけ合える関係づくりに努めます。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●防災や減災のための学習会を開催し、地域での防災意識を高めます。 ●自主防災組織活動を活性化し、災害時に支援し合える体制を整えます。 ●災害時、避難行動に支援を必要とする人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制を築きます。 ●災害時、避難行動に支援が必要な人を交え、必要となるさまざまな対応を想定して、防災訓練を実施します。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時に活躍できる災害ボランティアの育成をすすめます。 ●災害ボランティアセンターの運営について、ガイドラインの準備や同センターの設置に向けた研修を行い、災害が発生したときスムーズな運営ができる体制づくりに努めます。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●避難場所や避難方法などについて周知します。 ●自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練などへの支援を行います。 ●市民の防災意識を高めるよう、広報紙や講座などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。 ●避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについての理解と協力を求める取り組みをすすめます。 ●災害時に必要となるさまざまな対応を想定して、避難準備情報などの伝達訓練や防災訓練を行います。 ●災害時に一般避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、民間福祉施設が活用できるように、施設側との協議をすすめます。



第3節 気軽に参加できる環境づくり

1 学ぶ機会の充実

(1) 人権や福祉について学ぶ

■現状と課題

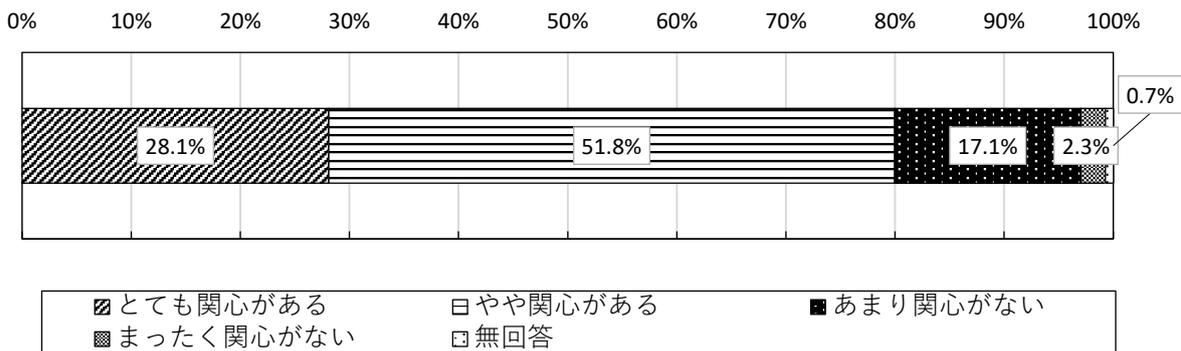
○市民は福祉に対し、高い関心を持っている

住民意識調査では、「福祉」への関心度についてたずねたところ、「とても関心がある」と「やや関心がある」を合わせた『関心がある』人の割合が79.9%を占めていました。

市民は福祉に対して、高い関心を持っている様子うかがえます。

<「福祉」への関心度について>

<単数回答> N=843



○人権や福祉に関する学びの場や機会の充実を図っていくことが大切

住民意識調査では、市民が福祉に関する理解を深めるために必要な機会についてたずねたところ、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が28.3%で、最も高くなりました。

分野別課題調査では、高齢者福祉・介護分野から、「認知症を理解するための啓発活動が不十分だと思う」や「その人らしさを思いやる教育が必要」といった意見がありました。また、児童福祉・子育て支援分野からは、「発達障害への無理解がまだまだ多い」との意見があり、障がい福祉分野からは、「障がいについて知る機会があれば、偏見や差別、トラブルなどの軽減につながる」や「相互理解を深めるためにも地域との交流が必要」、「障がいへの理解は進んでおり、障がい児・者への接し方や関わり方も変化している。どんな障害があっても受け入れてもらえるように、今後も情報発信や理解が深まる活動を行っていきたい」といった意見があ

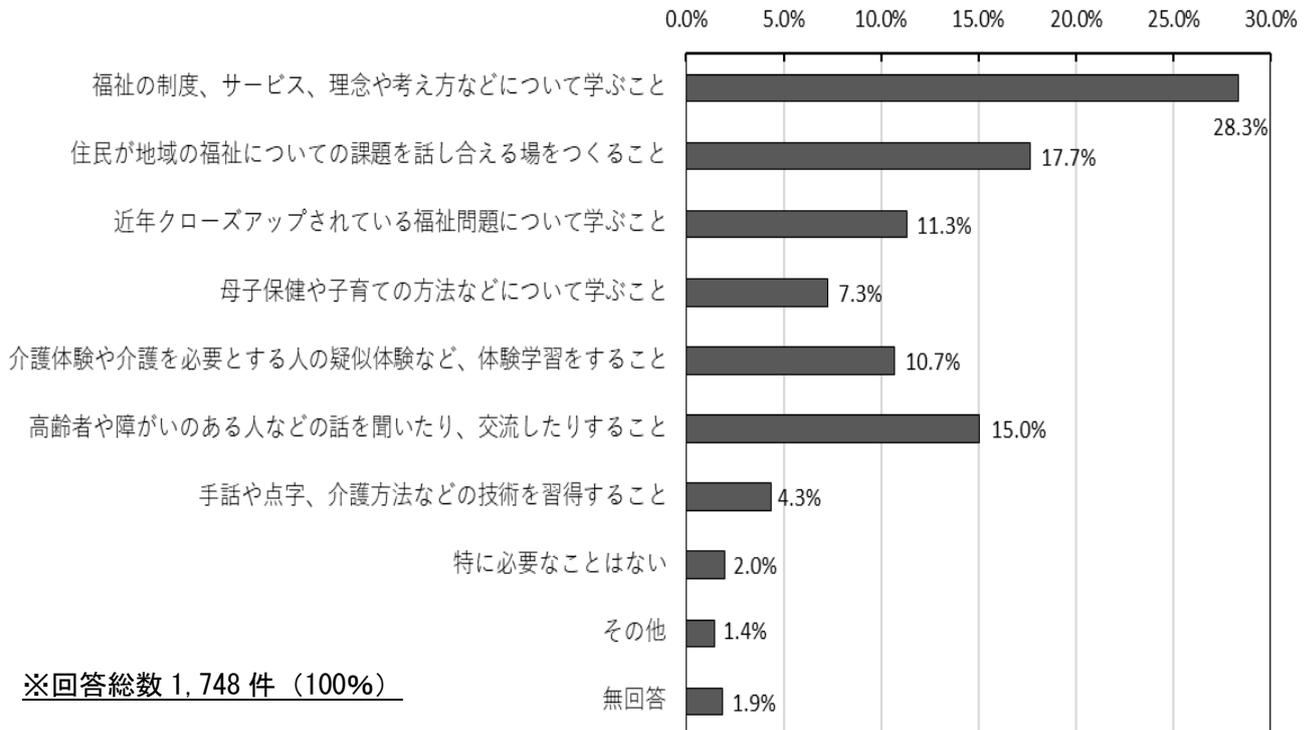
りました。

市民の福祉に対する関心をさらに高め、理解を深めていくためには、人権や福祉に関する学びの場や機会の充実を図っていくことが大切です。

<市民が福祉に関する理解を深めるために必要な機会について>

〈複数回答〉

N=843



取り組みの方針

- ◇ 性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差などに関係なく、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される共生社会の実現をめざし、人権や福祉に関する学びの場や機会の充実を図ります。



役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●人権や福祉について理解を深めます。 ●人権や福祉についての学習会などへ積極的に参加します。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の資源や人材を活かしながら、人権や福祉についての学習会などを開催し、かつ、その継続に努めます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●人権や福祉をテーマとした学習会や福祉大会などを開催します。 ●児童生徒や地域の人たちを対象とした福祉教育の充実を図ります。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●人権や福祉をテーマとした講演会や出前講座などを開催します。 ●各課係などで開催を予定している人権や福祉をテーマとした講演会などについて、調整の機会を設け、それぞれを関連付けるなどの工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。

(2) 福祉の制度や支援の方法について学ぶ

■現状と課題

○支援や介護のことについて地域での学びの場や機会の充実を図っていくことが大切
分野別課題調査では、「今は元気でも、病気になったり、介護が必要になった時のことなどを考えて、将来への不安を抱えている人も多い」や「色々なサービスを知らない人が多い」、「みんなに制度などを情報共有できた方が良いと思う」といった意見がありました。また、「支援をする側もまずはしっかりと福祉について学ぶ必要がある」や「本人の思いを自己実現できるように支援することが大切」、「支援とは、その人の想いで対応しなければ本当の意味でのインクルージョン（多様な人々との共生）はできないと思う」、「地域で包括的な支援を行うことや、つながり続けることを目的とする伴走型支援への理解とその実施が必要」といった意見がありました。

支援や介護のことについて、家族のなかだけで抱え込んでしまうことなく、また、将来への不安の解消をめざすためにも、地域において学びの場や機会の充実を図っていくことが大切です。

○子育て不安の解消などをめざす学びの場や機会の充実を図っていくことが大切

分野別課題調査では、「発達の程度が気になる子や、子どもとの関わり方が気になる保護者が時々見受けられる」や「生活リズムの乱れや睡眠時間の不足等がみられる子どもがいる」、「共働きの家庭が増え、親子で過ごす時間が持てないでいる」、「子どもも保護者も時間に追わ

れている感じがする」、「家庭環境が影響しているのか、情緒の安定に欠ける子どもが増えている」、「子育てをしている親が以前と変わってきているように、子ども達もさまざまな困り感を持っている子が多い」といった意見がありました。また、「発達障害や不登校に関しての相談が増えた」や「親子関係の希薄化で子どもに対するしつけがうまくいっていない家庭が増えた」、「受けられる子育て支援や相談等があることを知らない方も多い」、「子どもの成長に沿った子育てや、子どもに問題が起こった時にどうすればいいのか、どこに相談すればいいのか悩まれている保護者もいる」といった意見もありました。

子育てについて、家族のなかだけで抱え込んでしまうことなく、また、育児の知識を深め、子育て不安の解消をめざすためにも、地域において学びの場や機会の充実を図っていくことが大切です。

取り組みの方針

- ◇ 家族のなかだけで福祉の課題を抱え込んでしまうことがないよう、福祉や介護の制度やサービス、子育て不安の解消、介護や支援の方法のなどについて、学ぶ場や機会の充実を図ります。



役割分担

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉の制度や支援の方法などに関する学習会などへ積極的に参加します。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の資源や人材を活かしながら、福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する案内や学習会などを実施し、かつ、その継続に努めます。 ●保育園や幼稚園、認定こども園ならびに小中学校では、児童生徒のみならず、保護者を含め、福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などについての学ぶ機会をつくります。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する案内や学習会などを実施します。 ●認知症サポーター養成講座の開催に協力します。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する案内や学習会などを実施し、福祉の制度や支援の方法などについての理解を深める取り組みをすすめます。 ●福祉の制度や支援の方法などについての学ぶ機会に多くの参加者を募るため、その開催などに関する情報伝達を工夫するとともに、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。



2 地域での参加機会の推進

(1) 気軽に参加できる交流の場や機会を広めていく

■現状と課題

○人と人とのつながりが希薄になっている今、幅広い世代が気軽に集える場や機会の充実が求められている

地域団体等調査では、「地区行事などを通して新しく入って来られた方とのコミュニケーションは図られている」や「世代を通して住んでいる家が多く、月1回の清掃や老人クラブ、サロン等で情報交換ができています」といった意見がある一方で、「その地域に昔から住んでいた人と後から入ってきた人の交流が乏しい」や「アパートの住民については、どんな人が住まれているのかほとんど分からない」、「以前のように地域の方々と顔を合わせたり、話をする機会がなくなりつつあり、将来的に地域のコミュニティの維持が難しくなっていくように思う」といった意見がありました。また、分野別課題調査では、「寂しさや孤独感を感じている高齢者も多く、手を差し伸べる必要がある」や「地域の集まりや生きがいデイ等を利用することで、不安感の軽減につながると思う」、「核家族が増え、子育ての悩みを相談する場がなかったり、何か問題があっても他者が介入できない、気付かない等課題が多い」、「孤立した核家族は、育児疲れの状態に陥りやすい傾向があるため、孤立させないためにも地域や親同士とのつながりが大切だと思う」、「子育てひろば等を利用することにより、子育ての悩みや孤立も少しは解消できると思う」、「なかなか悩みを話せない人も多いと思われるため、身近な場所で気軽に話せるサロン等が増えると良いと思う」、「障がいの有無などに関係なく、誰もが参加できるイベントなど、地域での交流が必要」といった意見がありました。

人と人とのつながりが希薄になっている今、身近なところで気軽に集うことができる場や機会の充実と、そのようなところへ積極的に足を運んでもらうための工夫が求められています。

取り組みの方針

◇ 社会参加を促すため、地域において孤立もしくは孤立しがちな人たちが、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

役割分担

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●可能な範囲で、外出する機会を設けるよう心がけます。 ●自分や家族が興味関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、参加するよう心がけます。 ●地域で取り組むサロン活動に参加するよう心がけます。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行政区（自治会）の公民館などを活用した身近なところで、気軽を集える機会を積極的に設けます。 ●地域で取り組むサロン活動への参加を呼びかけるとともに、誰もが参加しやすいサロンの内容を工夫します。 ●サロンの運営について工夫を凝らし、理解と協力を求めながら、ボランティアの確保に努めます。 ●子育て家族と高齢者など、異年齢・異世代で集い、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができるような場や機会の充実を図ります。 ●高齢者をはじめ、参加する人たちが持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場や機会をつくり、充実を図ります。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で取り組むサロン活動を支援します。 ●家族介護者や子育て家族の保護者、もしくは障がいのある人同士などが、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で取り組む交流の場や機会の活動を支援します。 ●家族介護者や子育て家族の保護者、もしくは障がいのある人同士などが、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。 ●公共施設などのバリアフリー化をすすめ、交流の場や機会への参加の妨げの解消を図ります。

(2) 地域の活動や行事に参加しやすくする

■現状と課題

○誰もが参加しやすい地域での活動や行事の環境づくりをすすめていくことが大切

住民意識調査では、行政区（自治会）や子ども会、老人クラブなどの地域活動の経験についてたずねたところ、「活動したことがない」が45.4%で、最も高くなりました。また、現在活動していない理由についてたずねたところ、「勤務などの都合で機会がない」が33.5%で、最も高くなりました。

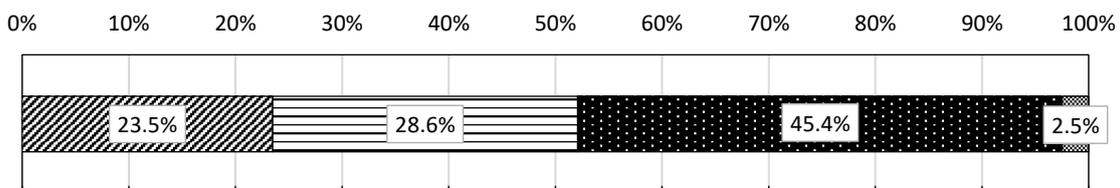
地域団体等調査では、「ひとり親世帯や共働き世帯が増えており、役員や活動人員の確保に苦労している」や「組織の弱体化や若年会員の減少に伴う会員の高齢化が見られる」、「地域活動（行事含む）への若年層の参加が少なく、活気が薄れている」、「もっと若い人にもボランティア活動に参加してもらいたい」、「コミュニケーションを図っていくため、コロナが収まり次第、地区での全員参加型の行事を増やしていく必要がある」といった意見がありました。

分野別課題調査では、「子ども達にとって、さまざまな学習の機会、経験の機会を与えてあげることが大切」や「地域社会でのふれあいの充実が必要」、「何げない話ができる場所や機会があると、地域参加もしやすくなると思う」、「アパートに住んでいると、地域の行事等があってもほとんど声がかかることがないので、どんなことをされているのか知らないことも多い。もっと誘い合えるような環境を作っていくことが必要」などの意見がありました。また、障がい福祉分野からは、「健常者と障がい者が一緒に楽しめるイベントが少ない」や「障がい者の方々が支援やサポートを受けながら、日頃から地域の輪の中に入っていくことで、交流や理解が深まり、社会に多様性が生まれていくと思う」といった意見がありました。

地域での活動や行事について、誰もが参加しやすい環境づくりをすすめていくことが大切です。

＜行政区（自治会）や子ども会、老人クラブなどの地域活動の経験について＞

〈単数回答〉 N=843

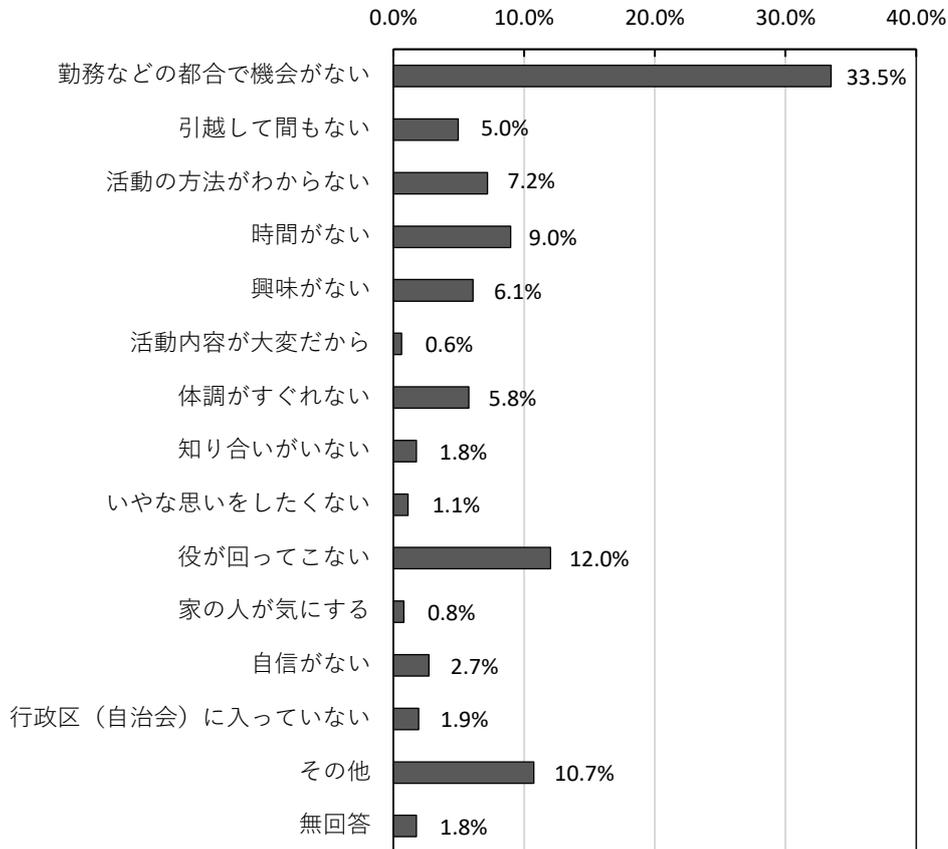


- 現在活動している
- ▨ 過去に活動したことがあるが、現在は活動していない
- 活動したことがない
- 無回答

＜現在活動していない理由について＞

〈単数回答〉

N=624



取り組みの方針

- ◇ 社会参加の機会として、行政区（自治会）や地域の各種団体などが連携を深めながら、地域活動の活性化を図るとともに、誰もが気軽に参加することができる地域活動の充実をめざします。



役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●行政区（自治会）や老人クラブ、子ども会などの活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。●地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。●子どもとともに地域の行事に参加するなど、親子で地域にふれあう機会を大切にします。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域や行政区（自治会）で行われている活動や行事、また、子ども会や老人クラブなどの各種団体の意義について周知し、参加を促します。●地域の活動や行事については、多様なライフスタイルのあり方を尊重しながら、年齢や障がいのあるなしに関わらず、多くの人たちが参加できるよう工夫します。●行政区（自治会）の加入未加入に関わらず、誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取り組みを行います。●転入してきた世帯に対して地域の活動や行事などを説明し、地域への関心を高めます。●地域活動の拠点となる行政区（自治会）の公民館については、バリアフリーに対応した施設となるよう改修などの検討をすすめます。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。●地域や行政区（自治会）で行われている活動や行事について広く紹介します。●行政区（自治会）や各種団体などが連携した活動を支援します。

(3) ボランティア活動に参加しやすくする

■現状と課題

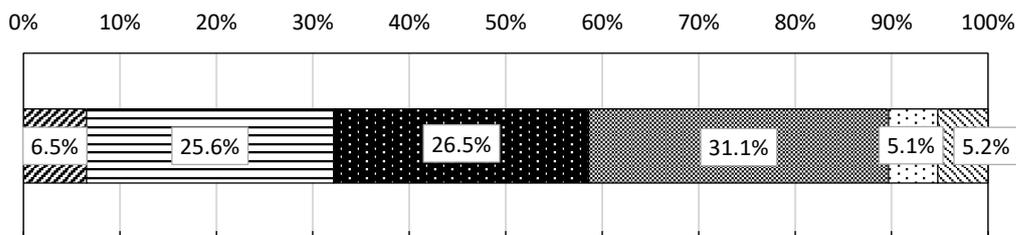
○多様なライフスタイルを尊重しながら、ボランティア活動への参加を促していく工夫が大切

住民意識調査では、個人的なボランティア活動への参加経験についてたずねたところ、「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が31.1%で、最も高くなりました。また、福祉にかかわる地域活動やボランティア活動への参加意向についてたずねたところ、「分からない」が19.4%と最も高く、次いで「参加できない・したくない」が16.4%となりました。「参加できない・したくない」理由についてたずねたところ、「時間的に余裕がないから」が47.6%で、最も高くなりました。

福祉にかかわる地域活動やボランティア活動への参加を考えていない人たちが多く存在している様子が見え、一方で、福祉活動に関心がないからではなく、時間に余裕がないことがそのように考える大きな理由になっているようです。多様なライフスタイルを尊重しながら、ボランティア活動への参加を促していく工夫が大切です。

<個人的なボランティア活動への参加経験について>

〈単数回答〉 N=843

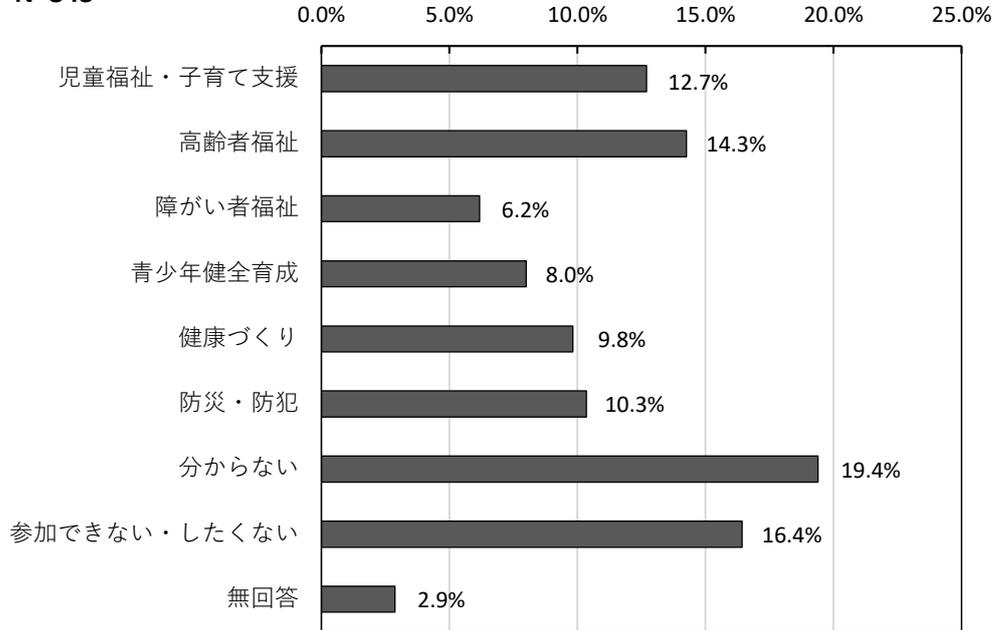


- 現在参加している
- ▨ 以前に参加したことがあるが、現在参加していない
- まったく参加したことはないが、今後参加したい
- ▨ まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない
- その他
- 無回答

<福祉にかかわる地域活動やボランティア活動への参加意向について>

<複数回答>

N=843

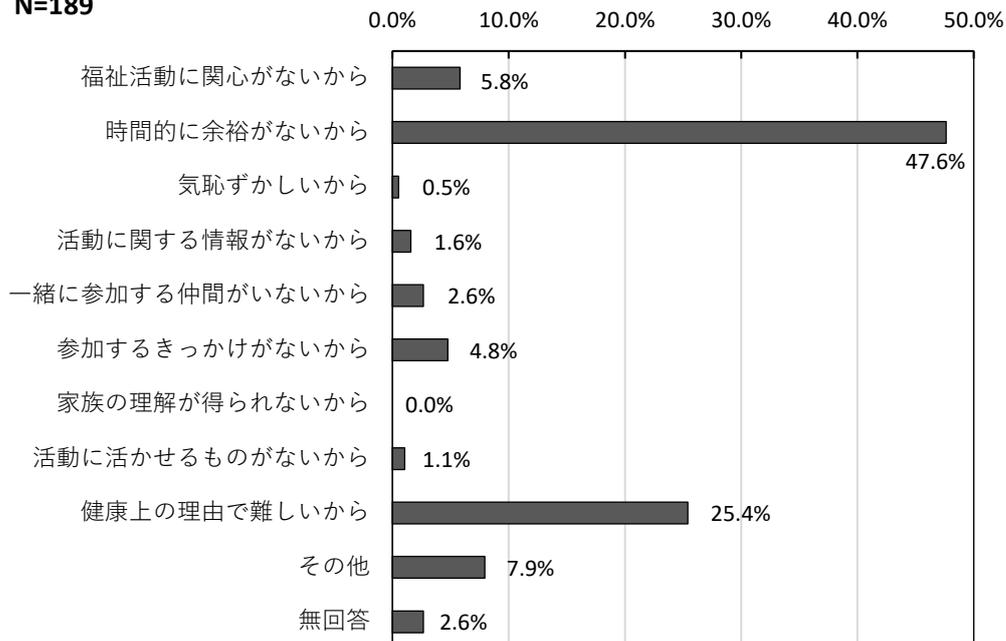


※総回答数 1,150 件 (100%)

<「参加できない・したくない」理由について>

<単数回答>

N=189



取り組みの方針

- ◇ 市民の参加で取り組む福祉サービスの担い手を広く求めることのみならず、社会参加の機会の充実を図るために、多様なライフスタイルを尊重し、市民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりをすすめます。

役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。 ●社会福祉協議会などで開催されているボランティア養成講座に積極的に参加します。 ●趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア団体では、活動の充実を図っていくため、活動内容の周知に努めるとともに、多様なライフスタイルを尊重しながら、新規のメンバーを増やすための取り組みをすすめます。 ●ボランティア団体は、地域での学習会や交流の場において、ボランティアの派遣要請に対し、積極的に応じ、活躍の場を広げます。 ●地域で開催する学習会や交流の場において、ボランティア団体の活用を積極的にすすめます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●市内で活動しているボランティア団体について周知するとともに、ボランティアの楽しさを伝える取り組みをすすめます。 ●ボランティア情報の収集と発信とともに、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能について、両者のニーズを的確に把握し、信頼関係を深めながら、さらなる充実を図ります ●ボランティア養成講座を開催し、その周知と参加を呼びかけます。 ●ボランティア活動の実践への支援を行います。 ●ボランティア団体同士の相互交流を図り、情報交換を行います。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。 ●ボランティア育成や活動のための支援を行います。 ●NPO 法人を含むボランティア団体との協働による取り組みをすすめます。



第4節 重点的な取り組み

本節では、地域福祉の推進にあたって、小城市での現状と課題を踏まえ、特に重要であると小城市が認識していること、さらに、令和4年度から8年度までの5年間という計画期間のなかで、取り組みの成果をあげていくために、重点的に取り組んでいくことを示します。

重点的な取り組みについては、「基本目標」の実現に向けて掲げた「取り組み」のなかから、基本目標ごとに設定することにします。また、進捗状況をきちんと管理していくため、地域福祉推進のためにリーダーシップを発揮していくことが求められている小城市が担っている役割を中心に、その方法を示していくこととします。

基本目標：包括的かつ横断的な支援につながる仕組みづくり
重点的な取り組み：身近で気軽な相談支援をすすめる
方法：身近な相談窓口の周知と機能の強化
基本目標：安心して暮らせる基盤づくり
重点的な取り組み：福祉サービスの量や質の充実を図る
方法：地域ケア会議などの協議会の機能強化
基本目標：気軽に参加できる環境づくり
重点的な取り組み：気軽に参加できる交流の場や機会を広めていく
方法：交流の場や機会の充実

1 身近な相談窓口の周知と機能の強化

『身近で気軽な相談支援をすすめる』ための『取り組みの方針』として、「民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人たちが、市民の身近で気軽な相談相手になるように、また、市役所の相談窓口、相談支援を行っている福祉サービス事業所など、地域の相談支援機関が、市民にとってより身近なものとなるように努めながら、アウトリーチ型の支援も含めた相談支援の充実を図ります」と掲げています。そのための方法として、小城市は、誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、地域において相談支援に携わる人たちの周知やスキルアップを図る役割を担っています。

地域において相談支援に携わる人たちのなかで、地域福祉活動をすすめていくうえで特に重要な民生委員・児童委員が、市民にとって身近で気軽な相談相手となるよう、市報などを通して継続的に周知するとともに、スキルアップのための研修の機会の充実を図っていきます。

2 地域ケア会議などの協議会の機能強化

『福祉サービスの量や質の充実を図る』ための『取り組みの方針』として、「法や制度に定める福祉サービスについて、それを必要とする市民に対し、適切に福祉サービスを提供できる体制づくりをすすめることで、安心して暮らせる支援の充実を図ります」と掲げています。そのための方法のひとつとして、小城市は、福祉サービスを必要とする高齢者や子ども、障がいのある人や、その家族へのきめ細かい対応のため、地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会、総合支援協議会などのさらなる機能充実を図っていく役割を担っています。

地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会、総合支援協議会などを構成する関係機関や組織・団体に理解を求めながら、これらの協議会を適宜開催し、複雑かつ多様化している地域における福祉課題についての協議検討を深め、連携を強化していきます。

3 交流の場の充実

『気軽に参加できる交流の場や機会を広めていく』ための『取り組みの方針』として、「社会参加を促すため、地域において孤立もしくは孤立しがちな人たちが、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります」と掲げています。そのための方法のひとつとして、小城市は、地域で取り組む交流の場や機会の活動を支援する役割を担っています。

高齢者を中心に気軽に交流できる「ふれあいサロン」や、親子で集い楽しく過ごせる「育児サークル・子育てサロン」が、地域の公民館や児童センター、保健福祉センターなどを利用しながら実施されています。定期的に集い、交流することで、身近な地域に仲間が増え、声かけなども自然にできるようになることから、ひきこもりがちな高齢者や子育て家族が、地域から孤立してしまうことを予防することができます。さらに、高齢者にとっては介護予防の機会として、子育て中の保護者にとっては子育てについて相談したり、学ぶことができる場としての効果も期待できます。また地域共生ステーションでは、障がいのある人同士や家族介護者などがお互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場としても活用されています。

今後も「ふれあいサロン」や「育児サークル・子育てサロン」の新たな立ち上げと、サロン・サークル活動および地域共生ステーションの充実に向けた取り組みをすすめ、さらなる地域交流の活性化を図っていきます。



第5章 計画の推進に向けて



第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に暮らす市民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域共生社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、市民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

1 市民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

特に、「団塊の世代」をはじめ、高齢者の人たちには、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域における福祉活動の大切な担い手として、積極的に参画することが期待されます。

2 地域の組織・団体の役割

行政区（自治会）や民生委員児童委員連絡協議会、老人クラブなどは、これまでの活動実績からみても、地域における福祉活動を推進していくリーダー的な地域の組織・団体です。

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけでなく、個々の組織・団体の特徴を活かし、お互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動をすすめていくことが期待されます。

3 ボランティア団体の役割

市民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、市民への福祉活動にとどまらず、活動内容の市民各層への広報や、行政への施策提言などを行うことが期待されます。

4 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、市民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供などに、積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、市民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

5 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない市民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割を担っています。それを果たすために、本計画に基づき、地域における福祉活動を担う地域に密着した組織・団体との連携のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動を推進していくことが期待されます。

6 行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には市民の福祉向上をめざして、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、市民の福祉ニーズの把握と、各地区の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。

第2節 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、地域福祉の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて、市民や地域の組織や団体の代表、福祉関係団体の代表などにより構成する小城市地域福祉計画有識者懇話会において、取り組みの見直しを行いながら、本計画の進行管理と推進を図ります。



資料編

1 小城市福祉関係計画に関する有識者懇話会設置要綱

平成26年3月28日

告示第24号

改正 平成27年3月31日告示第29号

平成28年3月31日告示第30号

平成29年7月28日告示第81号

(目的)

第1条 市の福祉行政に関する諸計画の策定にあたり、幅広い視点から意見を求めるため、小城市福祉関係計画に関する有識者懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この告示において、小城市福祉関係計画とは、次に掲げる計画をいう。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定により定める小城市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定により定める小城市高齢者福祉計画(以下「高齢者福祉計画」という。)
- (3) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定により定める小城市障がい者計画(以下「障がい者計画」という。)
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定により定める小城市障がい福祉計画(以下「障がい福祉計画」という。)

(部会)

第3条 懇話会には、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 地域福祉計画部会 地域福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画部会 高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 障がい者福祉計画部会 障がい者計画及び障がい福祉計画に関すること。

(組織)

第4条 各部会は、別表に掲げる委員数以内で組織する。

2 各部会の委員は、別表に掲げる団体に所属する者をあてるものとする。

(任期)

第5条 各部会の委員の任期は、第2条に定める小城市福祉関係計画の策定に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 各部会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、部会を代表し、部会を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 部会は、市長が招集する。

(庶務)

第8条 地域福祉計画の懇話会の庶務は福祉部社会福祉課において、高齢者福祉計画、障がい者計画及び障がい福祉計画の懇話会の庶務は福祉部高齢障がい支援課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(小城市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 小城市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱（平成17年小城市告示第179号）

(2) 小城市高齢者福祉計画に関する有識者懇談会設置要綱（平成17年小城市告示第180号）

(3) 小城市障害者計画策定委員会設置要綱（平成17年小城市告示第231号）

(4) 小城市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成18年小城市告示第76号）

附 則（平成27年3月31日告示第29号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第30号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月28日告示第81号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

部会名	団体	委員数
地域福祉計画部会	社会福祉協議会 子育て相互支援センター 小学校校長会 民生委員児童委員連絡協議会 ボランティア連絡協議会 PTA 区長会 公募による市民	12人以内
高齢者福祉計画部会	老人クラブ連合会 婦人会 保健福祉事務所 保健医療関係団体 介護老人福祉施設 民生委員 学識経験者 社会福祉協議会 シルバー人材センター	11人以内
障がい者福祉計画部会	身体障がい者団体 知的障がい者団体 精神障がい者家族会 障害者相談支援センター 障がい福祉サービス事業所 障がい者就労支援事業所 佐賀県身体障害者更生相談所 教育委員会	10人以内

2 有識者懇話会委員名簿

選出機関名	役職名	氏名	備考
小城市社会福祉協議会	事務局長	秋野 和之	懇話会会長
小城市子育て相互支援センター	代 表	船津 由美子	
小城市小中学校校長会	会 長	森永 浩幸	
小城市民生委員児童委員連絡協議会	代 表	小川 豊	
小城市ボランティア連絡協議会	副会長	北島 一美	懇話会副会長
小城市PTA連絡協議会	会 長	田中 慎也	
小城市区長連絡協議会	会 長	西 龍雄	
公募委員		川崎 健二	

任 期：令和3年6月28日～令和4年3月31日

3 計画策定の経緯

開催日	会議／調査	内容
令和3年 6月28日	第1回有識者懇話会	計画策定の趣旨と方法の説明・協議
令和3年 7月2日 ～ 9月30日	住民意識調査 地域団体等調査 分野別課題調査	選択式調査票及び記述式調査票による調査
令和3年 9月29日	第2回有識者懇話会	調査結果の報告、計画骨子案の協議
令和3年 11月30日	第3回有識者懇話会	計画素案の協議
令和4年 1月21日 ～ 2月10日		パブリックコメント
令和4年 2月28日	第4回有識者懇話会	パブリックコメント結果の報告、 計画案の協議・承認

4 調査の概要

【住民意識調査】

調査地域	: 小城市全域
調査対象者	: 小城市在住の20歳以上2,000名を無作為抽出
調査期間	: 令和3年7月2日～8月2日（最終回収日）
調査方法	: 選択式調査票の郵送による配布・回収

配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
2,000	843	42.2%

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。なお、複数回答（複数の選択肢から1つ以上の選択肢を選ぶ方式）についても同様です。
※このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 図表中の「N」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

【地域団体等調査】

- 調査対象 : PTA 連絡協議会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員連絡協議会、障がいのある人やその家族、区長連絡協議会、ボランティア連絡協議会
- 調査方法 : 記述式調査票の配布・回収
- 調査期間 : 令和3年7月～9月

【分野別課題調査】

- 調査対象
- 《高齢者福祉・介護分野》
居宅介護支援事業所、通所介護・認知症対応型通所介護事業所、短期入所事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、地域共生ステーション、ぬくもいホーム、地域包括支援センター、小城市社会福祉協議会、市役所関係課係など
 - 《児童福祉・子育て支援分野》
保育園、幼稚園、認定こども園、認証保育施設、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター、児童センター、子ども支援センター、地域共生ステーション、母子保健推進員、家庭相談員、母子自立支援員、スクールカウンセラー、小城市社会福祉協議会、市役所関係課係など
 - 《障がい福祉分野》
生活介護・就労継続支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、グループホーム、相談支援事業所、小城市社会福祉協議会、市役所関係課係など
 - 《生活困窮者支援分野》
小城市社会福祉協議会、市役所関係課係など
- 調査方法 : 記述式調査票の配布・回収
- 調査期間 : 令和3年7月～9月

5 成果目標と目標値

基本目標	成果目標と目標値
包括的かつ横断的な支援 につながる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する支援についての冊子などの作成および更新 目標値：作成／更新
	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員などの地域において相談支援に携わる人たちに対する研修の実施 目標値：年5回
	<ul style="list-style-type: none"> ●複雑かつ多問題化した福祉の課題を抱える人や世帯を対象とした包括的な相談支援を行っていくための関係課、関係機関、関係団体などで構成される「支援調整会議」の開催 目標値：自立支援計画作成時、随時開催
安心して暮らせる 基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ケア会議の機能強化 目標値：全体会 年2回 部会やケース会議などは必要に応じ、随時開催
	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会の機能強化 目標値：全体会 年1回 部会やケース会議などは必要に応じ、随時開催
	<ul style="list-style-type: none"> ●総合支援協議会の機能強化 目標値：全体会 年2回 部会やケース会議などは必要に応じ、随時開催
気軽に参加できる 環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●人権や福祉をテーマとしたセミナー、映画会などの開催 目標値：年14回
	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあいサロンの充実 目標値：110箇所
	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てひろばや子育てサロンの充実 目標値：10箇所

6 用語解説

【あ行】

●アウトリーチ

「外へ（out）手を伸ばす（reach）」という意味のアウトリーチは、社会福祉の分野で、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取り組みの意味で用いられてきた。困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばない人の場合、従来の施設型支援から取りこぼされることが多い。アウトリーチはこうした潜在的なニーズとつながる手法として開発された。最近ではさまざまな分野でアウトリーチの取り組みが必要とされ、その意味は広がりを見せている。不登校や非行、ニート、引きこもりなどの若者への対応では、主に訪問支援をアウトリーチと言っている。子育て支援では、要支援家庭に対する保健師などの訪問支援は以前より行われてきたが、子育て環境の孤立化などを背景に、予防支援の重要性が認識されるようになり、誰もが立ち寄れる場を提供する地域子育て支援拠点事業もアウトリーチの一環とされる。

●NPO（法人）

NPOとは、Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略で、営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。

【か行】

●介護保険制度

高齢化、要介護高齢者の増加、介護家族の負担増大、福祉サービスの不足、社会的入院・老人医療費の膨張などを背景に、介護の社会化を目的として平成 12 年から開始された社会保険方式による強制加入の制度。保険者は佐賀中部広域連合（佐賀市/多久市/小城市/神崎市/神埼郡吉野ヶ里町で構成）であり、65 歳以上の人を第 1 号被保険者、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者を第 2 号被保険者という。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険法に基づく、65 歳以上の人であって、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人を入所させる施設。

●介護老人保健施設（老人保健施設）

介護保険法に基づく、入所する要介護者に対し、看護、医学管理の下における機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

●共同生活援助（グループホーム）

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。グループホームとも呼ばれる。

●居宅介護

障害者総合支援法に基づく、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービス。

●居宅介護支援

介護保険法に基づく、介護を必要とされる人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望などにそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行うサービス。

●苦情解決制度

社会福祉法に規定されている制度で、社会福祉事業の経営者は、利用者からの苦情に対する適切な解決に努める責任を負うと定められている。苦情解決体制として、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」を設置するとともに、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業所外の第三者を「第三者委員」として選任するものとされている。事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合、第三者機関である佐賀県福祉サービス運営適正化委員会（県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。

●軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホームは、身寄りがない、または、家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な高齢者を「自治体の助成を受ける形」で、比較的低額な料金で入居できる福祉施設。

●子ども支援センター

育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。

●孤立死

孤独死と基本的には同じであるが、「社会とのつながりがない」という点でより深刻な状態。

【さ行】

●災害ボランティアセンター

主に災害発生時、他地域からのボランティアや支援物資の受入れ、整理、調整など、ボランティア活動を効率よくすすめるための組織。

●佐賀県福祉サービス運営適正化委員会

社会福祉法第 83 条に基づき、県社会福祉協議会に設置された公平・中立な第三者機関で、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保するための助言・勧告を行うほか、社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業において提供されるサービスに係る処遇の内容に関する苦情、福祉サービス利用契約の締結、履行または解除に関する苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査もしくは斡旋または佐賀県知事への通知を行う。

●サロン

互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

●自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。

●児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う者。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

●児童センター

0歳から 18 歳までの子どもたちに自由な活動や遊びの場を提供する地域の拠点となる施設。遊びを中心としたさまざまな体験を通して子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、自主性や、社会性を身につけられるような取り組みを行っている。

●児童相談所

18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動などについて専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者などに対して指導・援助を行う。また必要に応じて子どもの一時保護、児童福祉施設などへの入所措置などの機能を併せ持つ相談援助活動を行う機関。

●児童扶養手当

父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当。

●社会資源

人々のニーズを充足したり、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。生活するうえで起こるさまざまな問題の解決を担う福祉制度や施設などのこと。

●社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

●重度訪問介護

障害者総合支援法に基づく、重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。

●障害者総合支援法

障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病など）にかかわらず、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供することを定めた法律で、平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、「障害者」の定義に難病などを追加し、平成 26 年 4 月 1 日からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されている。

●小規模多機能型居宅介護

介護保険法に基づく、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス。

●小規模保育施設

3歳未満児に重点を置いた小規模な保育類型の施設。市町村による認可事業と位置づけられ、利用定員は6人以上 19 人以下に定められ、定員5人以下の家庭的保育、定員 20 人以上の認可保育所の中間に位置する。

●情報保障

障害のある人が情報を入手するにあたり必要なサポートを行うことで、情報を提供すること。

●就労継続支援（A型）

障害者総合支援法に基づく、企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●就労継続支援（B型）

障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●主任児童委員

地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を限定せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と各区域を担当する児童委員との協同による相談支援などをその職務とする民生委員・児童委員をいう。

●総合支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

●相談支援（障がい福祉サービス）

障害者総合支援法に基づく、地域で生活する障がいのある人やその家族、関係機関の人たちからの相談応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援するサービス。

●自立支援医療（精神通院）

公費負担医療のひとつで、精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減するもの。

●身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～7級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●生活介護

障害者総合支援法に基づく、障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。

●生活困窮者自立支援制度

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体の実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業の実施を定めた生活困窮者自立支援法に基づく制度。

●生活福祉資金貸付制度

低所得者、障がいのある人または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としたもので、資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額などそれぞれの用途に応じて実施されている。

●生活保護

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

●第三者評価制度

福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行う制度で、行政の監査とは異なり、最低基準を満たしているかを確認するのではなく、評価結果を広く公表することにより、各事業者がよりよいサービスを提供できるように誘導する役割を持っている。

●短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）

介護保険法に基づく、介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった要介護者を短期間入所させ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な養護を行うサービス。

●短期入所

障害者総合支援法に基づく、自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービス。

●地域ケア会議

介護保険サービスの利用者か否かにかかわらず、支援が必要な高齢者などを対象に効果的なサービス提供をするために、地域ケアの総合調整などを行う会議。

●地域共生ステーション

子どもから年齢を問わず、また障がいの有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域において安心して生活していくことができるよう、さまざまな福祉サービスを事業所やボランティアなどが協働し、支援していく地域の拠点。

●地域包括支援センター

平成 17 年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

●通所介護（デイサービス）

介護保険法に基づく、介護老人福祉施設などに通い、入浴・排泄・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

●出前講座

市が行っている仕事のなかで、知りたい・聞きたいと思っている内容を講座メニューのなかから選んでもらい、市内に在住・在勤・在学のグループ・団体のもとへ職員が出向き、説明するもの。

【な行】

●日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行うもので、契約締結後、生活支援員が生活

支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●認証保育施設

認可を受けていない、いわゆる託児所で、少人数ならではの柔軟な対応やユニークな保育を実施している。

●認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

●認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバン・メイトと町が協働で行うもので、地域や職域・学校などで認知症の基礎知識について、また、認知症サポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ。

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険法に基づく、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排泄などの介護や機能訓練を行うサービス。

●認知症対応型通所介護

介護保険法に基づく、要介護者で認知症の人について、介護老人福祉施設などに日帰りでの通い、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談と助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話と機能訓練を行うサービス。

●認定こども園

幼稚園および保育所などにおける小学校就学前の子供に対する保育および教育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。都道府県知事が条例に基づき認定する。

【は行】

●8050 問題

主に高齢の親が、自立が難しい中高年世代の子を経済的に支えている状態を指す。地域から孤立していたり、生活困窮状態に陥っている割合が高く、親が亡くなった後に残された子が生活に行き詰まるケースが多い。

●パブリックコメント

（国民・住民・市民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

●避難行動要支援者（名簿）

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。また、同法では、避難行動名簿の作成を市町村に義務付けることが規定された。

●フレイル

加齢とともに心身の活力（体力、気力、認知機能等）が低下した状態であるが、適切な介入・支援（予防や治療）により、心身状態の維持向上が可能な段階とされている。また、健康な状態と、日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味しており、多くの方はフレイルを経て要介護状態へ進むと考えられているため、フレイルに早めに気づき、対処していくことが大切になる。

●放課後児童クラブ

労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中、保護者に代わって行う保育を行う施設。

●放課後等デイサービス

児童福祉法に基づく、学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行うサービス。

●訪問介護（ホームヘルプ）

介護保険法に基づく、要介護者で居宅において介護を受けるものについて、その者の居宅において介護福祉士、その他の者により行われる介護や日常生活上の世話をを行うサービス。

●訪問看護

介護保険法に基づき、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師などにより行われる療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。

●ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・ワークショップ開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動などを行なう組織。

【ま行】

●民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

【や行】

●養護老人ホーム

老人福祉法に基づき、心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者を入所させて養護する施設。

●要介護認定

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が規定されている。

●要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

【ら行】

●療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

●レスパイトケア

介護の必要な高齢者や障害者のいる家庭へのさまざまな支援を指し、介護者が介護から解放され、息抜きできる時間をつくることで、心身疲労の蓄積や共倒れなどを防ぐことを目的としている。

第4次小城市
地域福祉計画

発行年月：令和4年3月

発行：小城市 社会福祉課

佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

電話:0952-37-6107 ファクス:0952-37-6162